[論 説]

アセアン 4 か国における会計制度の研究

松 田 修

- 1 はじめに
- 2 インドネシアの会計制度
- 3 マレーシアの会計制度
- 4 シンガポールの会計制度
- 5 ベトナムの会計制度
- 6 おわりに

1 はじめに

本研究では、アセアン4か国(インドネシア・マレーシア・シンガポール・ベトナム)における会計制度について、政治・経済・法律・文化の側面、特に、コロニアルパワー(アセアンと宗主国)とカルチャーファクター(アセアンと文化)の視点から比較分析を行っていく。アセアンは東南アジアが周辺大国の介入から自国を守り、国内の経済発展に専念するための枠組みとして発足した地域的国際組織である。アセアンは「コロニアルパワー」と「カルチャーファクター」によって多様な分類をすることができる。特に、今回研究対象としたシンガポール・マレーシア・インドネシア・ベトナムのアセアン4か国はその特徴が顕著に見られる。

第1に、「コロニアルパワー」の視点から見た場合、「イギリス植民地支配」

の影響を受けている国は、シンガポール・マレーシアであり、「会社法・会計士制度」において、イギリスと類似した制度になっている。「オランダ植民地支配」の影響を受けている国は、インドネシアであり、「商法典」においてオランダと類似した制度になっている。「フランス植民地支配」の影響を受けている国は、ベトナムであり、「勘定表」において、フランス「プラン・コンタブル・ジェネラル」と類似した制度となっている。 また、ベトナムは社会主義国家であるため、旧ソ連「統一会計プラン」の影響も受けている。

第2に、「カルチャーファクター」の視点から見た場合、「イスラム文化」の 影響を受けている国は、マレーシア・インドネシアであり、イスラム金融機関 の会計として、マレーシアでは「イスラム会計基準」、インドネシアでは「シャ リア会計基準」が公表されている。また、「華人文化」の影響を受けている国 は、インドネシア・シンガポール・ベトナムである。シンガポールでは「華人 経済の能力主義」が採用されており、インドネシアでは「華人企業グループ」 が形成され、ベトナムでは「唐・清の刑律・法典」の影響を受けた法律が公表 されており、その後の会計・法律の制定に華人が大きく関わっている。

そこで、本稿では、アセアン会計の「類似性」「相違性」「受容・変容」を分析し、政治・経済・法律・文化の側面、特に、コロニアルパワーとカルチャーファクターの視点から、アセアン4か国における会計制度について考察を行う。

2 インドネシアの会計制度

インドネシアは国土面積が 191.4 万km² (日本の約 5 倍) であり、東西 (5,100km) を太平洋とインド洋、南北 (1,900km) をユーラシア大陸とオーストラリア大陸に挟まれた東南アジア島嶼部に位置しており、13,466 の島々からなる世界最大の島嶼国家である。先史時代よりインドシナ半島から様々な民族がインドネシアへ南下しており、きわめて多様な民族・言語分布を形成している。インドネシアの人口 2.55 億人のうち、87%はイスラムであり、この

ほかに、キリストが9%、ヒンドゥが2%、仏教・儒教が1%となっている。 ただし、宗教人口の地理的分布には偏りがあり、北スマトラ州や東部インドネシアはキリストの地域、バリ島はヒンドゥの地域、仏教・儒教は華人の多くが信仰している。

表 2-1 インドネシア会計制度の歴史

F-0	Th公 权文 计体 人制	<i>F</i> D	TAY 经这 计体 人制
年号	政治・経済・法律・会計	年号	政治・経済・法律・会計
670	シュリーヴィジャヤ王国成立 (スマトラ) (仏教)	1957	インドネシア会計士協会 (Ikatan Akuntan Indonesia) 設立
753	シャイレンドラ朝成立 (ジャワ) (仏教)	1967	スハルト大統領就任
929	クディリ王国成立 (東部ジャワ) (ヒンドゥ)	1969	総選挙法 (1969 年第 15 号)
1222	シンガサリ王国成立 (東部ジャワ) (ヒン ドゥ)	1973	インドネシア会計原則委員会 (Komite Prinsip Akuntansi Indonesia) 設立
1293	マジャパヒト王国成立 (ジャワ・スマトラ) (ヒンドゥ)	1973	インドネシア会計原則 (Prinsip Akuntasi Indonesia) (アメリカ)
1333	パジャジャラン王国成立 (西部ジャワ) (ヒンドゥ)	1976	東ティモール併合
1496	アチェ王国成立 (北西部スマトラ) (イスラム)	1976	資本市場監督庁 (Badan Pengawas Pasar Modal) 設立
1526	パンテン王国成立 (西部ジャワ) (イスラム)	1989	スラバヤ証券取引所 (Bursa Efek Surabaya) 設立
1586	マタラム王国成立 (中部ジャワ) (イスラム)	1994	財務会計基準委員会 (Komite Standar Akuntansi Keuangan) 設立
1602	オランダ東インド会社設立 (ジャワ)	1994	財務会計基準 (Parnyataan Standar Akuntasi Keuanga)
1608	数学的伝統録 (スティービン) 出版 (オランダ) (複式簿記論)	1995	会社法 (Untang-Untang Pasar Modal)
1621	バタヴィア貸借対照表 (オランダ東インド 会社) 作成	1995	資本市場法 (1995 年法第 8 号)
1755	スラカルタ王国・ジョグジャカルタ王国成 立 (ジャワ)	1997	アジア通貨危機
1800	オランダ領東インド植民地支配 (ジャワ・スマトラ)	1998	八ビビ大統領就任
1811	ジャワ占領 (イギリス)	1998	財務会計基準審議会 (Dewan Standar Akuntansi Keuangan) 設立
1824	スマトラ・ジャワ占領 (オランダ)	1999	ワヒド大統領就任
1838	ナポレオン法典 (フランス統治下オランダ)	1999	インドネシア共和国憲法第 1 次改正 (国民 協議会総会・大統領権限抑制)
1847	インドネシア商法典 (Kitab Undang-untang Hukum Dagang) (オランダ)	1999	インドネシア中央銀行 (Bank Sentral Republik Indonesia) 設立

1848	裁判所構成法・民事訴訟法・刑事訴訟法 (オランダ領東インド)	2000	インドネシア共和国憲法第2次改正(国民協議会年次会議・人権規定の充実・立法府権限付与)
1851	オランダ領東インド医学学校 (Dokter- Djawa School) 設立 (インドネシア大学 前身)	2001	メガワティ大統領就任
1870	土地法 (原住民土地所有権)、砂糖法 (強 制栽培禁止) (オランダ)	2001	インドネシア共和国憲法第 3 次改正 (大統領直接選挙)
1905	サレカット・イスラム (Sarekat Dagang Islam) 設立 (オランダ領東インド・ムス リム商業同盟)	2002	東ティモール独立
1912	アチェ戦争終結 (オランダ植民地支配完成)	2002	インドネシア共和国憲法第 4 次改正 (大統 領選挙方法・国民協議会任命議席廃止)
1912	ジャカルタ証券取引所 (Bursa Efek Jakarta) 設立	2002	シャリア会計基準 (Parnyataan Standar Akuntasi Keuanga 59)
1942	ジャワ軍政 (日本)	2003	国家財政法 (2003 年法第 17 号)
1945	インドネシア共和国成立 (スカルノ・ハッ タ独立宣言)	2004	ユドヨノ大統領就任
1945	インドネシア共和国憲法 (インドネシア独 立準備委員会・バンチャシラ五原則)	2004	国家開発計画システム法 (Badan Perencanaan Pembangunan Nasional) 公布
1949	インドネシア連邦共和国成立 (オランダから主権委譲)	2004	法令法 (法令の種類・序列・制定方法・雛形)
1949	インドネシア連邦共和国憲法公布 (連邦制・ 二院制・人権保障・暫定憲法)	2007	インドネシア証券取引所 (Bursa Efek Indonesia) 設立
1949	ガジャマダ大学 (Universitas Gadjah Mada) 設立	2007	シャリア会計フレームワーク (Framework for the Preparation and Presentation of Sharia Financial Statement)
1950	インドネシア共和国暫定憲法 (単一国制・ 一院制・議院内閣制・人権保障・暫定憲法)	2007	会社法 (2007 年法第 40 号)
1950	インドネシア大学 (Universitas Indonesia) 設立	2007	投資法 (2007 年法第 25 号)
1954	1954 年会計士法 (Undang-undang Tentang Pemakaian Gelar "Akuntan")	2011	法令法 (法令の種類・序列・法律に定める 事項)
1954	アイルランガ大学 (Universitas Airlangga) 設立	2014	ジョコ・ウィドド大統領就任
1955	バンドン会議開催 (アジア・アフリカの平 和十原則)	2014	金融サービス庁 (Otoritas Jasa Keuangan) 設置

(資料) 武田安弘編 (2001) 『財務報告制度の国際比較』 税務経理協会他により筆者が作成。

インドネシアの宗教は、現在では9割近くがイスラムであるが、表2-1にみられるように、7世紀から9世紀の頃は仏教中心のシュリーヴィジャヤ王国やシャイレンドラ朝であった。その後、10世紀から15世紀の頃はヒンドゥ中心

のクディリ王国、シンガサリ王国、マジャパヒト王国などであり、インドネシアがイスラム化したのは、15世紀以降、スマトラやジャワに、アチェ王国、バンテン王国、マタラム王国が成立してからである。17世紀に入ると、オランダ東インド会社がバタヴィア(現在のジャカルタ)に設立され、オランダ東インド会社(1602年~1799年)を通じて、その後は、オランダ領東インド(1800年~1949年)として、オランダによる長期間にわたるインドネシアの植民地支配²が行われた。

16世紀以降のオランダでは、イタリア式簿記の影響を受け、多くの簿記書が出版されている。1543年には、ヤン・イムピン『新しい手引』が出版された。これはオランダ最初の簿記書(全29章)で、ルカ・パチョーリ『スンマ』の構成と類似した内容となっている。また、1608年には、シモン・スティービン『数学的伝統録』。が出版された。

オランダ東インド会社は香料取引を行うために設立された初めての「株式会社」形態の組織であり、設立当初の資本金額はイギリス東インド会社の約 10 倍である。当時においては、世界最大規模を誇る会社であり、オランダ東インド会社では、シモン・スティービンの簿記書に従って「バタヴィア貸借対照表」が作成された。インドネシアの会計制度は、以上のようにオランダ東インド会社の会計制度を導入することによって始まった。

インドネシアの法律制度においても、オランダ東インド会社の影響はみられる。バタヴィア法令集 (1642 年) の出版やバタヴィア市を中心とするオランダ司法制度の導入に見られるように、オランダ東インド会社がバタヴィアに設立されて以降、オランダ法がインドネシアにおいて部分的に導入されたが、オランダ東インド会社は営利追求の貿易会社であり、法制度の導入には積極的とはいえなかった。オランダはインドネシアの植民地統治にあたり、ヨーロッパ人に対してはオランダ本国法を準拠とする「制定法」を、原住民に対しては「アダット法」。を、中華系・アラブ系・インド系などの外来東洋人には、それぞれの「アダット法」に加え、一部に「制定法」を導入している。このように、

インドネシアでは、刑事訴訟法 (1844年)、刑法 (1915年) など、公法の分野では、法体系の統一が行われたが、私法の分野では、植民地の私法統一に反対したオランダ・アダット法学派の影響もあり、統一は実現しなかった。インドネシア独立後も、独立に伴う法制度の空白を回避するため、オランダ植民法が継承された。刑事訴訟法 (1981年) の全面改正をのぞくと、刑法典、民事商法典などの植民地法は現在においても有効な法律として機能している。

表 2-2 インドネシア会計基準 (2004年)

基準番号 (発行年)	基準内容	IAS	IAS との差異	基準番号 (発行年)	基準内容	IAS	IAS との差異
FR (1998)	財務諸表の作成表示に 関するフレームワーク		同等	PSAK30 (1994)	リース会計	IAS17	SFAS13と同等
FR Syariah (2002)	シャリア銀行の財務諸 表の作成表示に関する フレームワーク		独自	PSAK31 (Revisi2000)	銀行業の会計	IAS30	同等
PSAK1 (Revisi1998)	財務諸表の表示	IAS1	同等	PSAK32 (1994)	林業の会計		独自
PSAK2 (1994)	キャッシュフロー計算 書	IAS7	同等	PSAK33 (1994)	鉱業の会計		独自
PSAK3 (1994)	中間財務諸表	IAS34	APB 28 と同等	PSAK34 (1994)	工事契約の会計	IAS11	同等
PSAK4 (1994)	連結財務諸表	IAS27	同等	PSAK35 (1994)	通信サービス業におけ る収益の会計		独自
PSAK5 (Revisi2000)	セグメント別報告	IAS14	同等	PSAK36 (1996)	生命保険業の会計		独自
PSAK6 (1994)	発展途上企業の会計・ 報告		SFAS7	PSAK37 (1997)	有料道路の会計		独自
PSAK7 (1994)	特別利害関係の開示	IAS24	同等	PSAK38 (Revisi2004)	支配下企業のリストラ クチャリング会計		独自
PSAK8 (Revisi2003)	後発事象	IAS10	同等	PSAK39 (1997)	営業中の協同組合の会 計		独自
PSAK9 (1994)	流動資産および流動負 債の表示	IAS13	同等	PSAK40 (1997)	子会社・関連会社の持 分変動の会計		独自
PSAK10 (1994)	外国為替取引	IAS21	同等	PSAK41 (1997)	ワラントの会計		APBOpinion 14 と同等
PSAK11 (1994)	外貨建財務諸表の換算	IAS21	同等	PSAK42 (1997)	証券業の会計		SFAS102 と同等
PSAK12 (1994)	ジョイント・ベンチャー に対する持分の財務報告	IAS31	同等	PSAK43 (1997)	工場の会計		SFAS77 と同等

PSAK13 (1994)	投資の会計処理	IAS25	一部差異	PSAK44 (1997)	不動産業の会計		SFAS66 と同等
PSAK14 (1994)	棚卸資産	IAS2	一部差異	PSAK45 (1997)	非営利組織の財務報告		SFAS117 と同等
PSAK15 (1994)	関連会社への投資に関 する会計	IAS28	同等	PSAK46 (1997)	法人税等の会計	IAS12	同等
PSAK16 (1994)	有形固定資産およびそ の他の資産	IAS16	一部差異	PSAK47 (1998)	土地の会計		独自
PSAK17 (1994)	減価償却会計	IAS4	同等	PSAK48 (1998)	資産の減損		SFAS121 と同等
PSAK18 (1994)	年金プランの会計	IAS26	同等	PSAK49 (1998)	ミューチャルファンド の会計		独自
PSAK19 (Revisi2000)	無形固定資産	IAS38	同等	PSAK50 (1998)	証券投資の会計		SFAS115 同等
PSAK20 (1994)	研究開発費	IAS9	同等	PSAK51 (Revisi2003)	準再組織の会計		ARB43 と同等
PSAK21 (1994)	資本の会計		独自	PSAK52 (1998)	報告通貨の会計		SFAS52 と同等
PSAK22 (1994)	企業結合の会計	IAS22	一部差異	PSAK53 (1998)	株式ベース報酬の会計		SFAS123 と同等
PSAK23 (1994)	収益	IAS18	同等	PSAK54 (1998)	不良債権およびリスト ラ債権の会計		SFAS15 と同等
PSAK24 (Revisi2004)	退職給付費用の会計	IAS19	同等	PSAK55 (Revisi1999)	デリバティブ・ヘッジ 活動の会計		SFAS113 と同等
PSAK25 (1994)	期間純損益、誤謬、会 計方針の変更	IAS8	同等	PSAK56 (1999)	1 株当たり利益	IAS33	同等
PSAK26 (Revisi1997)	借入費用	IAS23	SFAS34 と同等	PSAK57 (2000)	引当金、偶発債務およ び偶発資産	IAS37	同等
PSAK27 (Revisi1998)	協同組合の会計		独自	PSAK58 (Revisi2003)	廃止事業	IAS35	同等
PSAK28 (Revisi1996)	損害保険業の会計		独自	PSAK59 (2002)	シャリア銀行の会計		独自
PSAK29 (1994)	石油・ガス産業の会計		SFAS19,25, 69 と同等				

(資料) Ma, Ronald (1997) Financial Reporting in the Pacific Asia Region, World Scientific Publishing 他より筆者が作成。NA = 該当基準なし

インドネシアの会計制度は、1954 年会計士法 (Undang-undang Tentang Pemakaian Gelar "Akuntan") により、1957 年にインドネシア会計士協会 (Ikatan Akuntan Indonesia) が設立されたことから始まる。その後、インドネシア会計士協会は、1973 年に下部組織であるインドネシア会計原則委員会

(Komite Prinsip Akuntansi Indonesia) を設置し、1994年に独立した財務会計基準審議会 (Komite Standar Akuntansi Keuangan) を設立している。インドネシアで最初に公表された会計基準は、インドネシア会計原則委員会が1973年に公表した「インドネシア会計原則(Prinsip Akuntasi Indonesia)」であり、アメリカ公認会計士協会の会計研究叢書第7号。を参考として作成された会計基準である。財務会計基準審議会は1994年に国際会計基準を基礎として会計基準を公表し、国際会計基準ではカバーされない分野については、アメリカ会計基準を参考として作成している。また、2002年にイスラム会計であるシャリア会計基準を公表している。。

表 2-3 インドネシア会計基準 (2019年)

PSAK	財務報告基準 (Pernyataan Standar Akuntansi Keuangan)	公表年 (Tanggal Pengesahan)	IFRS/IAS	
FR	財務諸表の作成表示に関するフレームワーク (Kerangka Dasar Penyusunan dan Penyajian La- poran Keuangan)	1998/ 9/ 4	IAS FR	一致
FR Inggris	版財務諸表の作成表示に関するフレームワーク (Framework for the Preparation and Presentation of Financial Statements, Teks Asli Bahasa Inggris Dari IASC)	1998/ 9/ 4	IAS FR	一致
PSAK1	財務諸表の表示 (Penyajian Laporan Keuangan)	2015/10/28	IAS1	一部差異
PSAK2	キャッシュ・フロー計算書 (Laporan Arus Kas)	2016/ 9/28	IAS7	一致
PSAK3	期中財務報告 (Laporan Keuangan Interim)	2015/ 8/28	IAS34	同等
PSAK4	個別財務諸表 (Laporan Keuangan Tersendiri)	2015/11/18	IAS27	一致
PSAK5	事業セグメント (Segmen Operasi)	2015/11/18	IFRS8	一致
PSAK7	関連当事者についての開示 (Pengungkapan Pihak- pihak Berelasi)	2015/11/18	IAS24	一致
PSAK8	後発事象 (Peristiwa Setelah Periode Pelaporan)	2014/ 8/27	IAS10	一致
PSAK10	外国為替レート変動の影響 (Pengaruh Perubahan Kurs Valuta Asing)	2014/ 8/27	IAS21	一致
PSAK12	ジョイント・ベンチャーに対する持分の財務報告 (Interests in Joint Ventures) 基準置換 (PSAK66)	1994/ 9/ 7	IAS31	一致
PSAK13	投資不動産 (Properti Investasi)	2015/11/18	IAS40	一致
PSAK14	棚卸資産 (Persediaan)	2014/ 8/27	IAS2	一致
PSAK15	関連会社及び共同支配企業への投資 (Investasi pada Entitas Asosiasi dan Ventura Bersama)	2015/11/18	IAS28	一致

PSAK16	関連会社投資 (Aset Tetap) 追加規定 (ISAK25) 土地の権利 (Hak Atas Tanan)	2015/12/16	IAS16	一致
PSAK18	退職給付制度の会計及び報告 (Akuntansi dan Pelaporan Program Manfaat Purnakarya) 基準 削除	1994/ 9/ 7	IAS26	一致
PSAK19	無形資産 (Aset Takberwujud)	2015/11/18	IAS38	一致
PSAK22	企業結合 (Kombinasi Bisnis) 追加規定 (PSAK28 and PSAK36)	2015/11/18	IFRS3	一致
PSAK23	収益 (Pendapatan) 基準置換予定 (PSAK 72)	2014/ 8/27	IAS18	一致
PSAK24	従業員給付 (Imbalan Kerja)	2018/11/28	IAS19	一致
PSAK25	会計方針、会計上の見積りの変更及び誤謬 (Kebijakan Akuntansi, Perubahan Estimasi Akuntansi, dan Kesalahan)	2015/11/18	IAS8	一致
PSAK26	借入コスト (Biaya Pinjaman)	2014/8/27	IAS23	一致
PSAK27	協同組合の会計 (Akuntansi Perkoperasian) 基準削除	1999/ 1/ 1	NA	
PSAK28	損害保険契約の会計 (Akuntansi Kontrak Asuransi Kerugian) PSAK 62 の補完基準	2012/12/11	NA	
PSAK30	リース (Sewa) 基準置換予定 (PSAK73)	2014/ 8/27	IAS17	一致
PSAK34	工事契約 (Kontrak Konstruksi) 基準置換予定 (PSAK72)	2014/ 8/27	IAS11	一致
PSAK36	生命保険契約の会計 (Akuntansi Kontrak Asuransi Jiwa) PSAK62の補完基準	2012/12/11	NA	
PSAK38	共同支配下の企業結合 (Kombinasi Bisnis Entitas Sepengendali)	2012/ 9/11	NA	
PSAK44	不動産開発活動の会計 (Akuntansi Aktivitas Pengembangan Real Estat)	1997/12/23	NA	
PSAK45	非営利組織体の会計 (Pelaporan Keuangan Entitas Nirlaba)	2011/ 4/ 8	NA	
PSAK46	法人所得税 (Pajak Penghasilan)	2016/ 9/28	IAS12	一致
PSAK48	資産の減損 (Penurunan Nilai Aset)	2014/ 4/29	IAS36	一致
PSAK50	金融商品:表示 (Instrumen Keuangan: Penyajian) 追加規定 (PSAK71)	2014/ 4/29	IAS32	一部差異
PSAK53	株式に基づく報酬 (Pembayaran Berbasis Saham)	2015/11/18	IFRS2	一致
PSAK55	金融商品:認識及び測定 (Instrumen Keuangan: Pengakuan dan Pengukuran)	2015/11/18	IAS39	一致
PSAK56	一株当たり利益 (Laba Per Saham)	2014/ 8/27	IAS33	一致
PSAK57	引当金、偶発負債及び偶発資産 (Provisi, Liabilitas Kontinjensi, dan Aset Kontinjensi)	2015/11/18	IAS37	一致
PSAK58	売却目的で保有する非流動資産及び非継続事業 (Aset Tidak Lancar yang Dikuasai untuk Dijual dan Operasi yang Dihentikan)	2014/ 8/27	IFRS5	一致

PSAK60	金融商品:開示 (Instrumen Keuangan: Pengungkapan)	2015/10/28	IFRS7	一部差異
PSAK61	政府補助金の会計処理及び政府援助の開示 (Akuntansi Hibah Pemerintah dan Pengungka- pan Bantuan Pemerintah)	2014/ 8/27	IAS20	一部差異
PSAK62	保険契約 (Kontrak Asuransi) 追加規定 (PSAK 28 and PSAK36)	2015/10/28	IFRS4	一部差異
PSAK63	超インフレ経済下における財務報告 (Pelaporan Keuangan dalam Ekonomi Hiperinflasi)	2014/ 8/27	IAS29	一致
PSAK64	鉱物資源の探査及び評価 (Aktivitas Eksplorasi dan Evaluasi Pada Pertambangan Sumber Daya Mineral)	2014/ 8/27	IFRS6	一致
PSAK65	連結財務諸表 (Laporan Keuangan Konsolidasian)	2015/11/18	IFRS10	一部差異
PSAK66	共同支配の取決め (Pengaturan Bersama)	2015/11/18	IFRS11	一致
PSAK67	他の企業への関与の開示 (Pengungkapan Kepentingan dalam Entitas Lain)	2015/11/18	IFRS12	一致
PSAK68	公正価値測定 (Pengukuran Nilai Wajar)	2015/11/18	IFRS13	一部差異
PSAK69	農業 (Agrikultur)	2015/ 2/16	IAS41	一致
PSAK70	タックス・アムネスティ資産及び負債 (Akuntansi Aset dan Liabilitas Pengampunan Pajak)	2016/ 9/14	該当 なし	
PSAK71	金融商品 (Instrumen Keuangan)	2017/ 8/ 2	IFRS9	一部差異
PSAK72	顧客との契約から生じる収益 (Pendapatan dari Kontrak dengan Pelanggan)	2017/ 8/ 2	IFRS15	一部差異
PSAK73	リース (Sewa)	2017/10/ 5	IFRS16	一部差異
PSAK74	保険契約 (Kontrak Asuransi)	2018/10/24	IFRS17	一部差異
FR Syariah	シャリア財務諸表の作成表示に関するフレームワーク (Kerangka Dasar Penyusunan dan Penyajian Laporan keuangan Syariah)	2006/ 6/27	NA	
PSAK59	シャリア銀行の会計 (Akuntansi Perbankan Syariah)	2002/ 5/ 1	NA	
PSAK101	シャリア財務諸表の表示 (Penyajian Laporan Keuangan Syariah)	2016/ 5/25	NA	
PSAK102	ムラバハの会計 (Akuntansi Murabahah)	2016/ 5/25	NA	
PSAK103	サラムの会計 (Akuntansi Salam)	2016/ 5/25	NA	
PSAK104	イスティスナの会計 (Akuntansi Istishna')	2016/ 5/25	NA	
PSAK105	ムダラバの会計 (Akuntansi Mudharabah)	2007/ 6/27	NA	
PSAK106	ムシャラカの会計 (Akuntansi Musyarakah)	2007/ 6/27	NA	
PSAK107	イジャラの会計 (Akuntansi Ijarah)	2016/ 5/25	NA	
PSAK108	シャリア保険の会計 (Akuntansi Transaksi Asuransi Syariah)	2016/ 5/25	NA	
PSAK109	ザカットの会計 (Akuntansi Zakat dan Infak/ Sedekah)	2010/ 4/ 6	NA	

PSAK110 スクークの会計 (Akuntansi Sukuk) 2011/10/26 NA
Bultek5 ムラバハの関連する収益及び費用 (Pendapatan dan Biaya Terkait Murabahah) 2015/2/24 NA

(資料) IAI (2017) Standar Akuntansi Keuangan Syariah Efektif Per 1 Januari 2017, IAI, PWC (2018) IFRS and Indonesian GAAP (IFAS) Similarities and Differences, PWC.

IAI (2012) Standar Akuntansi Keuangan Per 1 Jun 2012, IAI, PWC (2018) PSAK ポケットガイド 2018』 PWC 他により筆者が作成。NA = 該当基準なし
—致 = PSAK is consistent with IAS (IFRS) in all significant respects

一部差異 = PSAK is is consistent with IAS (IFRS) in all significant respects, except for any requirements (references)

インドネシアの会社法では、「財務諸表はインドネシアの会計基準に準拠して作成する。」と規定するのみで、「会計処理の基準」には、言及していない。したがって、「会計処理の基準」「財務諸表の様式」「開示方法および内容」については、財務会計基準審議会が公表している財務会計基準 (Pernyataan Standar Akuntansi Keuangan; PSAK) と解釈指針 (Interpretasi Standar Akuntansi Keuangan; ISAK) において詳細に規定されている。財務会計基準審議会は国際会計基準 (IFRS/IAS) へ準拠するように財務会計基準の改訂を行っているが、2008年から 2014年の財務会計基準では、改訂の基礎が 2009年版国際会計基準であり、2015年から 2019年までの財務会計基準では、改訂の基礎となっているため、改訂された国際会計基準が反映されず、タイムラグの関係で、一部の財務報告基準では、表 2-3 にみられるように若干の差異「一部差異」が残っている¹⁰。

3 マレーシアの会計制度

マレーシアは国土面積 33 万 km² (日本の約 0.9 倍) であり、マレー半島の「英領マレー」の 9 州、「海峡植民地」を構成するペナンとマラッカの 2 州、「旧英領ボルネオ」を構成するサバとサラワクの 2 州の 13 州からなる連邦制国

家である。マレーシアは多様な民族からなる国民が統合された国家であり、国民統合はマレー系および原住民を中心とする「ブミプトラ (Bumiputera)」を優遇しつつ、経済発展を進められてきた。マレーシアの人口 3,200 万人のうち、ブミプトラが 62%、中華系が 23%、インド系が 7%の割合になっており、多民族社会を構成している。マレーシアの宗教は多様であり、マレー系はイスラム、中華系は仏教、インド系はヒンドゥが大多数であるが、中華系の中にはキリスト、インド系の中にはキリスト、シーク、イスラムなどが存在している。これに対し、マレーシア憲法の中で、マレー人はイスラム、マレー語、マレー慣習の民族であることが定義されている"。

マレーシアは、当初、仏教のシュリーヴィジャヤ王国およびヒンドゥのマジャバイト王国であったが、14世紀末、イスラムのマラッカ王国が成立した。その後、マレー半島のマラッカは海上貿易の拠点として、多くの国による植民地支配を受けることになった。1511年のポルトガルによるマラッカ占領、1641年のオランダによるマラッカ植民地支配、1795年のイギリス東インド会社によるマラッカ植民地支配、1867年のイギリスによる海峡植民地(マラッカ、ペナン、シンガポール)支配、1942年の日本によるマレー半島・シンガポール軍政、1945年のイギリスのマレー半島・シンガポール軍政、1946年のイギリスによるマラヤ連合(マラヤ、海峡植民地)成立、1957年のマラヤ連邦(イギリス連邦の自治領)成立を経て、1963年、現在のマレーシアとして独立している。

マレーシアの法律制度の歴史は、マラッカ王国で編纂されたイスラム法の「マラッカ法典」まで遡ることができる。「マラッカ法典」はその後のイスラム法「パハン法典」「クダー法典」「ジョホール法典」「ペラ法典」などの法典編纂に影響を与えている。マラッカ王国はポルトガルおよびオランダに支配されたが、ポルトガルおよびオランダの法律制度は、現在のマレーシアにはほとんど継受されていない¹²。この理由は、マラッカを支配した18世紀において、オランダおよびポルトガルは近代法が生成途上であり、また、植民地支配を行う

上で、原住民の生活に直接干渉する必要性が限られていたことによる。これに対し、イギリスはマレー半島部において、マラッカ、ペナン、シンガポールという3交易都市を確保し、1867年には、海峡植民地としてイギリス植民地省による直接の支配を行った。その結果、海峡植民地にイギリス法が導入された。1878年民事法条例では、特定商事法の分野において、イギリス法の適用が定められた。海峡植民地がイギリスの直接統治であったのに対し、英領マラヤでは間接統治が行われた。この地域でのイギリス法導入は、各州で刑法典、刑事訴訟法典、契約法などが導入され、19世紀後半には、インドで法典化されたイギリス法典がそのまま立法化されたこれらが連合州、マラヤ連邦を経て、現在のマレーシアの法律に引き継がれている。英領マラヤでは、スズ鉱山やゴム・プランテーションのため、中国やインドから多くの労働者が流入している。そのため、イギリスは属人法(家族法や宗教法)の分野において、マレー系の住民にはイスラム法、中華系の住民には中国慣習法、インド系住民にはヒンドゥ法を適用することを認め、商事・取引の分野では、イギリス法を適用するという多元的法律体制がとられた14。

表 3-1 マレーシア会計制度の歴史

年号	政治・経済・法律・会計	年号	政治・経済・法律・会計
670	シュリーヴィジャヤ王国成立 (スマトラ・ マレー半島) (仏教)	1976	フセイン第3代首相就任
1293	マジャバイト王国成立 (東部ジャワ・マレー 半島) (ヒンドゥ)	1981	マハティール第4代首相就任
1396	マラッカ王国成立 (マレー半島) (イスラム)	1981	ルックイースト政策
1511	マラッカ占領 (ポルトガル)	1983	イスラム銀行法 (Islamic Banking Act 1983)
1528	ジョーホール王国成立 (マレー半島南部) (イスラム)	1984	ブルネイ独立
1600	イギリス東インド会社設立 (マレー半島)	1984	マレーシア会計基準 (Malaysian Accounting Standards)
1641	マラッカ植民地支配 (オランダ)	1986	第 1 次工業化マスタープラン (1986-1995)
1786	ペナン植民地支配 (イギリス東インド会社)	1991	第 2 次長期経済開発計画 (OPP2-NDP) (1991- 2000)

1795	マラッカ植民地支配 (イギリス東インド会社)	1991	ビジョン 2020 (Wawasan 2020)
1824	シンガポール植民地支配 (イギリス東イン ド会社)	1993	証券委員会法 (Securities Commissions Act 1993)
1826	海峡植民地支配 (イギリス東インド会社)	1994	マレーシア・サバ大学 (Universiti Malaysia Sabah) 設立
1841	サラワク王国成立 (ボルネオ) (イギリス・ ブルック)	1996	第 2 次工業化マスタープラン (1996-2005)
1858	イギリス東インド会社解散	1996	1996 年教育法 (Education Act 1996)
1867	海峡植民地支配 (イギリス植民地省)	1996	1996 年大学カレッジ法 (Universities and University Colleges Amendment Act 1996)
1888	ブルネイ・北ボルネオ植民地支配 (イギリス)	1997	財務報告法 (Financial Reporting Act 1997)
1896	マレー連合州成立 (ペラ・セランゴール・ ネグリセンビラン・パハン) (イギリス)	1997	マレーシア会計基準審議会 (Malaysian Accounting Standards Board) 設立
1909	非マレー連合州成立 (ケダー・ケランタン・ トレンガヌー・ジョホール) (イギリス)	1997	マレーシア財務報告基金 (Financial Reporting Foundation) 設立
1942	マレー半島・シンガポール軍政 (日本)	1997	MASB 基準 (MASB Standards)
1945	マレー半島・シンガポール軍政 (イギリス)	1998	財務諸表の作成と表示に関するフレームワーク (Framework for the Presentation of Financial Statements)
1946	マラヤ連合成立 (マラヤ・海峡植民地) (イギリス)	1999	マラエ科大学 (Universiti Teknologi MARA) 設立
1946	統一マレー国民組織 (UMNO) 設立 (マレー系政党)	2001	第 3 次長期経済開発計画 (OPP3-NVP) 公表 (2001-2010)
1946	マレーシア・インド人会議 (MIC) 設立 (インド系政党)	2001	マレーシアイスラム銀行金融協会 (Islamic Banking and Finance Institute of Malaysia) 設立
1949	マレーシア華人協会 (MCA) 設立 (中華 系政党)	2001	資本市場マスタープラン (Capital Market Master Plan)
1957	マラヤ連邦成立 (イギリス) (自治領として独立)	2001	イスラム会計基準 (MASBi-1)
1957	ラーマン初代首相就任	2001	金融部門マスタープラン (Financial Sector Master Plan)
1957	マレーシア憲法 (Federal Constitution)	2002	マレーシア公認会計士協会 (Malaysian Institute of Certifed Public Account- ants) (名称変更)
1958	マラヤ公認会計士協会 (Malayan Association of Certified Public Accountants) 設立	2002	マレーシア登記庁 (Suruhanjaya Syarikat Malaysia) 設立
1959	マレーシア中央銀行 (Bank Negara Malaysia) 設立	2003	アプドゥラ第 5 代首相就任

		1	
1961	1961 年教育法 (Education Act 1961)	2004	イスラム会計基準 (FRSi-1)
1962	マラヤ大学 (Universiti Malaya) 設立	2006	第 3 次工業マスタープラン (2006-2020)
1963	マレーシア成立 (マラヤ連邦・シンガポール・北ボルネオ・サラワク)	2006	イスラム版テクニカルリリース (Technical Release i-1, i-2)
1964	マレーシア公認会計士協会 (Malaysian Association of Certified Public Account- ants) 設立	2007	中小企業財務報告基準 (Private Entities Financial Reporting Standards)
1965	シンガポール分離独立	2008	IFRS とフル・コンバージェンス (2012年 1月1日)
1965	会社法 (Companies Act 1965)	2009	ナジプ第6代首相就任
1967	会計士法 (Accountants Act 1967)	2010	財務報告基準 (Financial Reporting Standards)
1967	マレーシア会計士協会 (Malaysian Institute of Accountants) 設立	2011	第 2 次資本市場マスタープラン公表 (2011-2020)
1969	5月 13日事件 (マレー人と華人の衝突)	2011	新経済モデル (NEM) (2011-2020)
1969	マレーシア科学大学 (Universiti Sains Malaysia) 設立	2011	マレーシア財務報告基準 (Malaysian Financial Reporting Standards)
1970	ラザク第2代首相就任	2011	2011 年版概念フレームワーク (Conceptual Framework 2011)
1971	第 1 次長期経済開発計画 (OPP1-NEP) 公表 (1971-1990)	2013	中小企業マレーシア財務報告基準 (Malaysian Private Entities Financial Reporting Standards)
1971	1971 年大学カレッジ法 (Universities and University Colleges Act 1971)	2016	会社法 (Companies Act 2016)
1972	国民戦線 (Barisan Nasional:BN) 設立	2018	2018 年版概念フレームワーク (Conceptual Framework 2018)
1972	テクニカルステイトメント (MACPA Technical Statement, "Recommendations on the Presantation of Accountants")	2018	マハティール第7代首相就任

(資料) 武田安弘編 (2001) 『財務報告制度の国際比較』 税務経理協会他により筆者が作成。

マレーシアの会計制度は、当初、1965年会社法、クアラルンプール証券取引所上場規定、マレーシア会計基準¹⁵によって規制されていた。1965年会社法は会社の種類・基本概念においてイギリス会社法と同様であり、その構成や条文はオーストラリア会社法と多くの項目で類似している。会計実務に関する規定は、1965年会社法の165条から175条および附則8および附則9の中で規

定されている。1965 年会社法 169 条 4 項 (損益計算書、貸借対照表、および 取締役報告書) において、イギリス法の「真実かつ公正な概観」の概念が含ま れている。クアラルンプール証券取引所上場規定では、上場会社が株主に対し て作成する年次報告書の中に監査済連結財務諸表を含めることを要求しており、 その連結財務諸表は、マレーシア会計基準および 1965 年会社法に準拠して作 成しなければならないとしている¹⁶。

表 3-2 マレーシア会計基準 (1993年)

セクション	基準番号	基準内容	公表年月	IAS	IAS との差異
S	AAS	承認された会計基準 (Approved Accounting Standards)	1989/ 6	NA	
SI	PREF- ACE	国際会計基準に対する序文 (Preface to International Accounting Standards)	1988/ 4	IASC OP (1982)	OP Appendices
SI1	IAS1	会計方針の開示 (Disclosure of Accounting Policies)	1988/ 5	IAS1 (1974)	IAS1 par.13
SI2	IAS2	取得原価主義会計における棚卸資産の評価および表示 (Valuation and Presentation of Inventories in the Context of the Historical Cost System)	1988/ 5	IAS2 (1975)	IAS2 par.26
SI3	IAS3	連結財務諸表 (Consolidated Financial Statements)	1988/ 5	IAS3 (1976)	SI3 Appendix 1-2
SI4	IAS4	減価償却の会計 (Depreciation Accounting)	1988/ 5	IAS4 (1976)	
SI5	IAS5	財務諸表に開示すべき情報 (Information to be Disclosed in Financial Statements)	1988/ 5	IAS5 (1976)	SI5 MITA
SI6	IAS6	物価変動に関する会計上の対応 (Accounting Responses to Changing Prices))	1988/ 5	IAS6 (1977)	
SI7	IAS7	財政状態変動表 (Statement of Changes in Financial Position)	1988/ 5	IAS7 (1977)	SI7 Appendix 1-2
SI8	IAS8	異常損益項目、前期修正項目および会計方針の変 更 (Unusual and Prior Period Items and Changes in Accounting Policies)	1988/ 5	IAS8 (1977)	SI8 Appendix
SI9	IAS9	研究および開発活動の会計 (Accounting for Research and Development Activities)	1988/ 5	IAS9 (1978)	
SI10	IAS10	偶発事象および後発事象 (Contingencies and Events Occurring After the Balance Sheet Date)	1988/ 5	IAS10 (1978)	
SI11	IAS11	工事契約の会計 (Accouting for Construction Contracts)	1988/ 5	IAS11 (1978)	
SI12	IAS12	法人税等の会計 (Accounting for Taxes on Income)	1988/ 5	IAS12 (1979)	IAS12 par.21,44,53

SI13	IAS13	流動資産および流動負債の表示 (Presentation of Current Assets and Current Liabilities)	1988/ 5	IAS13 (1979)	
SI14	IAS14	セグメント別財務情報の報告 (Reporting Financial Information by Sgment)	1988/ 5	IAS14 (1981)	
NA		物価変動の影響を反映する情報		IAS15 (1981)	
SI16	IAS16	有形固定資産の会計 (Accounting for Property, Plant & Accounting)	1988/ 5	IAS16 (1982)	IAS16 pars.44-49
SI17	IAS17	リースの会計処理 (Accouting for Leases)	1988/ 5	IAS17 (1982)	IAS17 par.64
SI18	IAS18	収益の認識 (Revenue Recognition)	1988/ 5	IAS18 (1982)	
SI19	IAS19	事業主の財務諸表における退職給付の会計(Accounting for Retirement Benefits in the Financial Statements of Employees)	1989/12	IAS19 (1983)	SI9 Appendix A
SI20	IAS20	国庫補助金の会計および政府援助の開示 (Accounting for Government Grants and Disclosure for Government Assistance)	1990/ 1	IAS20 (1983)	
SI21	IAS21	外国為替レート変動の影響の会計 (Accounting for the Effects of Changes in Foreign Ex- change Rates)	1988/ 5	IAS21 (1983)	IAS21 par.32
NA		企業結合の会計		IAS22 (1983)	
SI23	IAS23	借入費用の資産化 (Capitalisation of Borrowing Costs)	1988/ 5	IAS23 (1984)	
NA		特別利害関係の開示		IAS24 (1984)	
SI25	IAS25	投資の会計処理 (Accounting for Investments)	1991/ 3	IAS25 (1986)	IAS25 par.2
SI26	IAS26	退職給付制度の会計と報告 (Accounting and Reporting by Retirement Benefit Plans)	1990/11	IAS26 (1987)	
SI27	IAS27	連結財務諸表並びに子会社に対する投資の会計 処理 (Consolidated Financial Statements and Accounting for Investments in Subsidiaries)	1989/12	IAS27 (1989)	IAS27 par.18,35
SI28	IAS28	関連会社に対する投資の会計 (Accounting for Investments in Associates)	1992/5	IAS28 (1989)	IAS28 par.26,27
NA		超インフレ経済下の財務報告		IAS29 (1989)	
NA		銀行業及び類似する金融機関の財務諸表におけ る開示		IAS30 (1990)	
SI31	IAS31	ジョイント・ペンチャーに対する持分の財務報告 (Financial Reporting of Interests in Joint Ventures)	1993/5	IAS31 (1990)	

SM1	MAS1	1 株当たり利益 (Earnings Per Share plus Guidance Notes & Examples)	1988/ 5	NA	SSAP3 と同等
SM2	MAS2	取得および合併の会計 (Accounitng for Acquisitions and Mergers)	1989/11	NA	SSAP23 と同等
SM3	MAS3	総合保険業の会計 (Accounting for General Insurance Business)	1991/ 9	NA	
SM4	MAS4	生命保険業の会計 (Accounting for Life Insureance Business)	1991/ 9	NA	
SM5	MAS5	水産養殖業の会計 (Accounting for Aquaculture)	1990/ 1	NA	
SM6	MAS6	のれんの会計 (Accounting for Goodwill)	1992/ 9	NA	
SM7	MAS7	不動産開発業の会計 (Accounting for Property Development Activities)	1993/5	NA	
SM8	MAS8	収穫前コストの会計 (Accounting for Precropping Costs)	1993/ 7	NA	
ST	ТВ	テクニカル・プレティンに対する序文 (Introduction to Technical Bulletins)	1988/ 5	NA	
ST1	TB1	投資の会計 (Accounitng for Investments)	1988/ 5	NA	
ST2	TB2	開発・転売目的用土地の会計 (Accounting for Land Held for Development and Resale)	1988/ 5	NA	
ST3	TB3	マレーシア政府証券の会計 (Accounting for Malaysian Government Securities)	削除	NA	
ST4	TB4	銀行の資本適正比率に関する報告 (Reporting in Connection with the Capital Adequacy Ration of Banks)	1988/ 5	NA	
ST5	TB5	子会社の資産取得コストの会計 (Accounting for Acquisition Cost of Assets in a Subsidiary)	1988/ 5	NA	
ST6	TB6	金融機関による新聞メディアで公表された財務 諸表の監査報告書 (Auditor's Reports on Fi- nancial Statement Published in the Print Media by Financial Institutions)	1988/ 4	NA	
ST7	TB7	銀行による手形引受の会計 (Accounting for Bankers' Acceptances)	1989/ 1	NA	

(資料) MACPA (1993) Members' Handbook, MACPA 他により筆者が作成。NA=該当の基準なし

1993年現在のマレーシアでは、「承認された会計基準(Approved Accounting Standards)」として、表 3-2 に示したように、「国際会計基準(International Accounting Standards)」 (IAS1-IAS31)、「マレーシア会計基準 (Malaysian Accounting Standards)」 (MAS1-MAS8)、「テクニカル・プレティン(Technical Bulletins)」 (TB1-TB7)が存在している。「承認された会

計基準」の多くは国際会計基準 (IAS) を基礎として公表されているが、一部の国際会計基準 (IAS15、IAS22、IAS29、IAS30) はマレーシアの環境に適さないとして「承認された会計基準」に含められていない。また、マレーシア会計基準 (MAS) は国際会計基準で扱っていない内容やマレーシア独自の会計環境にとって必要とされる内容を規定している。MAS1 (1株当たり利益) および MAS2 (取得および合併の会計) は、イギリスの会計実務基準書 (Statement of Standard Accounting Practice; SSAP) を基礎として作成されており、MAS1 はSSAP3、MAS2 はSSAP23 と同等の内容になっている。さらに、テクニカル・ブレティンは会計実務に関する詳細な指針であるで、

表 3-3 マレーシア会計基準 (2019年)

基準番号	基準内容	公表	施行	IFRS/IAS
PREFACE	MASB の承認された会計基準に対する序文 (Preface to MASB Approved Accounting Standards)	2015/ 6/ 1		
FR (2011)	財務報告に関する概念フレームワーク (The Conceptual Framework for Financial Reporting 2010)	2011/11/10	2012/1/1	
FR (2018)	財務報告に関する概念フレームワーク (The Conceptual Framework for Financial Reporting 2011)	2018/ 4/30	2020/1/1	
MFRS1	マレーシア財務報告基準の初度適用 (First-time Adoption of Malaysian Financial Reporting Stan- dards)	2011/11/19	2012/1/1	IFRS1
MFRS2	株式報酬 (Share-based Payment)	2011/11/19	2012/1/1	IFRS2
MFRS3	企業結合 (Business Combinations)	2011/11/19	2012/1/1	IFRS3
	事業の定義 (Definition of Business)	2018/12/14	2020/1/1	
MFRS4	保険契約 (Insurance Contracts)	2011/11/19	2012/1/1	IFRS4
MFRS5	売却目的で保有する非流動資産及び非継続事業 (Non-current Assets Held for Sale and Discontinued Operations)	2011/11/19	2016/1/1	IFRS5
MFRS6	鉱物資源の探査及び評価 (Exploration for and Evaluation of Mineral Resources)	2011/11/19	2012/1/1	IFRS6
MFRS7	金融商品:開示 (Financial Instruments: Disclosures)	2011/11/19	2016/1/1	IFRS7
MFRS8	事業セグメント (Operating Segments)	2011/11/19	2012/1/1	IFRS8
MFRS9	金融商品 (Financial Instruments)	2014/11/19	2018/1/1	IFRS9
MFRS10	連結財務諸表 (Consolidated Financial Statements)	2011/11/19	2013/1/1	IFRS10
MFRS11	共同支配の取決め (Joint Arrangements)	2011/11/19	2013/1/1	IFRS11

MFRS12	他の企業への関与の開示 (Disclosure of Interests in Other Entities)	2011/11/19	2013/1/1	IFRS12
MFRS13	公正価値測定 (Fair Value Measurement)	2011/11/19	2013/1/1	IFRS13
MFRS14	規制繰延勘定 (Regulatory Deferral Accounts)	2014/ 7/11	2016/1/1	IFRS14
MFRS15	顧客との契約から生じる収益 (Revenue from Contracts with Customers)	2014/ 9/ 2	2018/1/1	IFRS15
MFRS16	リース (Leases)	2016/ 4/15	2019/1/1	IFRS16
MFRS17	保険契約 (Insurance Contracts)	2017/ 4/15	2021/1/1	IFRS17
MFRS101	財務諸表の表示 (Presentation of Financial Statements)	2011/11/19	2012/1/1	IAS1
	MFRS101 重要な定義 (Definition of Material)	2018/12/14	2020/1/1	
MFRS102	棚卸資産 (Inventories)	2011/11/19	2012/1/1	IAS2
MFRS107	キャッシュフロー計算書 (Statement of Cash Flows)	2011/11/19	2012/1/1	IAS7
MFRS108	会計方針、会計上の見積の変更及び誤謬 (Accounting Policies, Changes in Accounting Estimates and Errors)	2011/11/19	2012/1/1	IAS8
	MFRS108 重要な定義 (Definiton of Material)	2018/12/14	2020/1/1	
MFRS110	後発事象 (Events after the Reporting Period)	2011/11/19	2012/1/1	IAS10
MFRS111	工事契約 (Construction Contracts)	2011/11/19	2012/1/1	IAS11
MFRS112	法人所得税 (Income Taxes)	2011/11/19	2012/1/1	IAS12
MFRS 116	有形固定資産 (Property, Plant and Equipment)	2011/11/19	2012/1/1	IAS16
MFRS 117	リース (Leases)	2011/11/19	2012/1/1	IAS17
MFRS 118	収益 (Revenue)	2011/11/19	2012/1/1	IAS18
MFRS 119	従業員給付 (Employee Benefits)	2011/11/19	2012/1/1	IAS19
MFRS 120	政府補助金の会計処理及び政府援助の開示 (Accounting for Government Grants and Disclosure of Government Assistance)	2011/11/19	2012/1/1	IAS20
MFRS 121	外国為替レート変動の影響 (The Effects of Changes in Foreign Exchange Rates)	2011/11/19	2012/1/1	IAS21
MFRS123	借入費用 (Borrowing Costs)	2011/11/19	2012/1/1	IAS23
MFRS124	関連当事者についての開示 (Related Party Disclosures)	2011/11/19	2012/1/1	IAS24
MFRS126	退職給付制度の会計及び報告 (Accounting and Reporting by Retirement Benefit Plans)	2011/11/19	2012/1/1	IAS26
MFRS127	個別財務諸表 (Separate Financial Statements)	2011/11/19	2012/1/1	IAS27
MFRS128	関連会社及び共同支配企業に対する投資 (Investments in Associates and Joint Ventures)	2011/11/19	2012/1/1	IAS28
MFRS129	超インフレ経済下における財務報告 (Financial Reporting in Hyperinflationary Economies)	2011/11/19	2012/1/1	IAS29
MFRS132	金融商品:表示 (Financial instruments: Presentation)	2011/11/19	2012/1/1	IAS32

MFRS133	1株当たり利益 (Earnings per Share)	2011/11/19	2012/1/1	IAS33
MFRS134	期中財務報告 (Interim Financial Reporting)	2011/11/19	2012/1/1	IAS34
MFRS136	資産の減損 (Impairment of Assets)	2011/11/19	2012/1/1	IAS36
MFRS137	引当金、偶発債務及び偶発資産 (Provisions, Contingent Liabilities and Contingent Assets)	2011/11/19	2012/1/1	IAS37
MFRS138	無形資産 (Intangible Assets)	2011/11/19	2012/1/1	IAS38
MFRS139	金融商品:認識及び測定 (Financial Instruments: Recognition and Measurement)	2011/11/19	2012/1/1	IAS39
MFRS140	投資不動産 (Investment Property)	2011/11/19	2012/1/1	IAS40
MFRS141	農業 (Agriculture)	2011/11/19	2012/1/1	IAS41
TR i-1	ザカットの会計 (Accounting for Zakat on Business)	2006/ 4/10	2006/7/1	
TR i-2	イジャラ (Ijarah)	2006/ 4/10	削除 (Withdrawn)	
TR i-3	イスラム金融機関の財務諸表の表示(Presentation of Financial Statements of Islamic Financial Insti- tutions)	2009/ 9/15	(Archived)	
TR i-4	シャリア準拠の売上契約 (Shariah Compliant Sale Contracts)	2010/ 7/15	(Archived)	
SOP i-1	イスラムの観点からの財務報告 (Financial Reporting from an Islamic Perspective)	2009/ 9/15		

(資料) http://www.masb.org.my/pages.php?id=89 他により筆者が作成。

1997 年財務報告法 (Financial Reporting Act 1997) により、マレーシア会計基準審議会 (Malaysian Accounting Standards Board; MASB) が設立された。マレーシア会計基準審議会は設立後、1997 年「MASB 基準 (MASB Standards)」、1998 年 「財務諸表の作成と表示に関するフレームワーク (Framework for the Presentation of Financial Statements)」、2001 年「イスラム会計基準 (MASB i-1)」、2006 年「イスラム版テクニカルリリース (Technical Release i-1, i-2)」、2007 年「中小企業財務報告基準 (Private Entities Financial Reporting Standards)」、2010 年「財務報告基準 (Malaysian Financial Reporting Standards)」、「2011 年版概念フレームワーク (Conceptual Framework 2011)」、2013 年「中小企業マレーシア財務報告基準 (Malaysian Private Entities Financial Reporting Standards)」、「2018 年版

概念フレームワーク (Conceptual Framework 2018)」など多くの会計基準を公表しており、表 3-3 に示した通り、国際会計基準 (IFRS/IAS) と完全に一致している。

4 シンガポールの会計制度

シンガポールは国土面積 720km²であり、マレー半島の先端部に位置するシンガポール島とそれを取り巻くいくつかの島嶼よりなる国家である。その面積は日本の淡路島あるいは東京 23 区とほぼ同じである。1819 年にイギリス東インド会社がシンガポールを植民地支配した時点では、ごく少数のマレー系漁民の集落に過ぎなかったが、イギリスの東南アジア経営の拠点として発展し、現在では、人口 564 万人 (シンガポール人・永住者は 399 万人)を擁する東南アジアの交易・金融センターとして機能を果たす移民国家となっている。イギリスの植民地下において多くの移民が流入し、現在の民族構成比率は、中華系が74%、マレー系が13%、インド系が9%であり、多民族国家を形成している1%。

表 4-1 シンガポール会計制度の歴史

年号	政治・経済・法律・会計	年号	政治・経済・法律・会計
1819	植民地支配 (イギリス東インド会社)	1980	シンガポール国立大学 (National University of Singapore) 設立
1819	シンガポール理事官就任 (1819-1826) (イ ギリス)	1981	ナンヤン工科大学 (Nanyang Technological University) 設立
1826	海峡植民地総督就任 (1826-1946) (イギリス)	1983	会計実務勧告書
1826	第2司法勅許状 (イギリス)	1986	第 3 次開発計画 (1986-1990)
1866	海峡植民地統治法 (イギリス)	1987	改正会計士法
1878	民事法条例 (イギリス)	1987	シンガポール公認会計士協会 (Institute of Certified Public Accountants of Sin- gapore) 設立
1896	マレー連合州成立 (イギリス)	1987	会計士審議会 (Public Accountants Board) 設立
1942	シンガポール軍政 (日本)	1990	ゴー・チョク・トン第2代首相就任

1945	植民地支配 (イギリス)	1990	戦略経済計画 (1990-2030)
1946	シンガポール総督就任 (1946-1959)	1991	国家技術計画 (NTP) (1991-1995)
1954	人民行動党 (People's Action Party) 設立	1991	憲法改正 (直接選挙による大統領制)
1955	第3司法勅許状 (イギリス)	1996	2000 国家科学技術計画 (NSTP2000) (1996-2000)
1955	デヴィッド・マーシャル (労働戦線) 設立 (1955-1959: Partial internal self-government)	1999	シンガポール証券取引所 (Singapore Exchange) 設立
1959	自治領設置 (イギリス) (1959-1963: Full internal self-government)	2000	シンガポール経営大学 (Singapore Management University) 設立
1959	リー・クアンユー第 1 代首相就任	2001	2005 国家科学技術計画 (NSTP2005) (2001-2005)
1959	シンガポール自治州憲法	2002	企業開示統治審議会 (Council on Corporate Disclosure and Governance) 設立
1961	第 1 次開発計画公表 (1961-1965)	2002	財務報告基準 (Financial Reporting Standard)
1963	シンガポール会計士協会法 (Singapore Society of Accountants)	2004	リー・シェンロン第 3 代首相就任
1964	シンガポール会計士協会 (Singapore Society of Accountants)	2004	会計企業規制庁法 (Accounting and Corporate Regulatory Authority Act)
1965	シンガポール分離独立	2006	2010 科学技術計画 (STP2010) (2006-2010)
1966	第 2 次開発計画 (1966-1970)	2007	会計基準審議会 (Accounting Standards Council) 設立
1967	会社法 (Companies Act)	2010	新成長戦略 (2010-2019)
1970	公報 (Bulletins)	2011	小企業シンガポール財務報告基準 (Singapore Financial Reporting Standard for Small Entities)
1971	シンガポール通貨局 (Monetary Authority of Singapore) 設立	2011	チャリティ会計基準 (Charities Accounting Standard)
1973	証券業法 (SIA)により証券業審議会 (Securities Industry Council) 設立	2013	シンガポール勅許会計士協会 (Institute of Singapore Chartered Accountants)
1977	会計基準委員会 (Accountant Standard Committee) 設立	2013	シンガポール会計士審議会 (Singapore Accountancy Commission) 設立
1977	会計基準書 (Statements of Accounting Standard)	2017	シンガポール財務報告基準 (Singapore Financial Reporting Standards (International))

(資料) 武田安弘編 (2001) 『財務報告制度の国際比較』税務経理協会他により筆者が作成。

シンガポールの法律制度は、イギリスによる 1826 年第 2 司法勅許状からは じまる。第 2 司法勅許状により、1807 年第 1 司法勅許状によりペナンに置か れていた司法裁判所を、シンガポールにも設置されることになった。また、 1855 年第 3 司法勅許状により、シンガポール司法裁判所の管轄権がシンガポー ルとマラッカの両方に及ぶことになった。その後、海峡植民地をインド政府の管轄からイギリスの植民地とする 1866 年「海峡植民地統治法」、イギリス法の一般適用規則を定めた 1878 年「民事法条例」などにより、イギリス法を導入したシンガポールの法律制度の基本的な形がつくられた¹⁹。

シンガポールは、1965年におけるマレーシアからの分離独立後、会社法など多くの分野では、イギリス法だけでなく、オーストラリア法やアメリカ法の影響を強く受けている。1967年会社法は、イギリス会社法およびオーストラリア会社法を参考として公布されている。1967年会社法の197条から209条および附則9では、「年次報告書」および「会計と監査」に関する条文が含まれている。シンガポールの会社法は、その後、多くの改正が行われており、特に、2002年と2003年に、「会計と監査」について大幅な改正が行われている。2002年No.12の改正では、「会計基準委員会(企業開示統治審議会)の設立(200A条)」の追加と「財務諸表・連結財務諸表の規定(附則9条)」の削除が行われ、会計基準委員会が公表する会計基準が会社法による法的拘束力を持つことになった。2003年No.8の改正では、これまでの「取締役による監査人の任命(205条1項)」の規定に加え、休眠会社・非課税非公開会社の監査人の任命免除(205条B、205条C)」の規定が追加された20。

表 4-2 シンガポール会計基準 (1993年)

基準	内容	公表	施行	IAS	IASとの差異
SAS PREF- ACE	会計基準の財務諸表に対する序文 (Preface to Statements of Accounting Standard)	1984/ 4		IASC OP (1982)	完全一致
SAS FRAM- WORK	財務諸表の作成表示に関するフレーム ワーク (Framework fo the Prepara- tion and Presentation of Financial Statements)	1990/3		IAS Framework	完全一致
SAS1	財務諸表の表示 (Presentation of Financial Statement)	1977/ 3	1977/1/1	IAS1 (1974)	完全一致
SAS2	棚卸資産 (Inventories)	1977/ 3	1977/1/1	IAS2 (1975)	完全一致
NA	連結財務諸表 (削除)	(SAS26)		IAS3 (1976)	

SAS4	減価償却の会計 (Depreciation Accounting)	1977/ 3	1977/1/1	IAS4 (1976)	完全一致
SAS5	財務諸表に開示すべき情報(Information to be Disclosed in Financial Statements)	1981/8	1982/1/1	IAS5 (1976)	完全一致
SAS6	1株当り利益 (Earnings Per Share)	1982/10	1983/1/1	SSAP3 (1974)	一致しない
SAS7	財政状態変動表 (Statement of Changes in Financial Position)	1977/ 9	1979/1/1	IAS7 (1977)	完全一致
SAS8	異常損益項目、前期修正項目および会計方針の変更 (Unusual and Prior Period Items and Changes in Accounting Policies)	1980/ 9	1981/1/1	IAS8 (1977)	完全一致
SAS9	研究および開発活動の会計 (Accounting for Research and Development Activities)	1980/ 9	1981/1/1	IAS9 (1978)	完全一致
SAS10	偶発事象および後発事象 (Contingencies and Events Occurring after the Balance Sheet Date)	1980/ 9	1981/1/1	IAS10 (1978)	完全一致
SAS11	工事契約の会計 (Accounting for Construction Contracts)	1982/10	1983/1/1	IAS11 (1978)	完全一致
SAS12	法人税等の会計 (Accounting for Taxes on Income)	1983/8	1984/1/1	IAS12 (1979)	完全一致
SAS13	流動資産および流動負債の表示 (Presentation of Current Assets and Current Liabilities)	1982/10	1983/1/1	IAS13 (1979)	完全一致
SAS14	有形固定資産の会計 (Accounting for Property, Plant and Equipment)	1983/8	1984/1/1	IAS16 (1982)	完全一致
SAS15	リースの会計処理 (Accounting for Leases)	1984/ 4	1985/1/1	IAS17 (1982)	完全一致
SAS16	収益の認識 (Revenue Recognition)	1984/ 4	1985/1/1	IAS18 (1982)	完全一致
SAS17	事業主の財務諸表における退職給付の 会計 (Accounting for retirement Benefits in the Financial Statements of Employers)	1984/ 4	1985/1/1	IAS19 (1983)	完全一致
SAS18	国庫補助金の会計および政府援助の開示 (Accounting for Government Grants and Disclosure of Government Assistance)	1985/ 4	1985/1/1	IAS20 (1983)	完全一致
SAS19	借入費用の資産化 (Capitalisation of Borrowing Costs)	1985/10	1986/1/1	IAS23 (1984)	完全一致
SAS20	外国為替レート変動の影響の会計処理 (Accounting for the Effects of Changes in Foreign Exchange Rates)	1986/11	1986/1/1	IAS21 (1983)	完全一致
SAS21	特別利害関係の開示 (Related Party Disclosures)	1987/ 4	1987/1/1	IAS21 (1983)	完全一致
SAS22	企業結合の会計処理 (Accounting for Business Combinations)	1987/ 4	1987/1/1	IAS22 (1983)	完全一致

SAS23	セグメント別財務情報の報告 (Reporting Financial Information by Segment)	1987/11	1987/1/1	IAS14 (1981)	完全一致
SAS24	退職給付制度の会計と報告 (Accounting and Reporting by retirement Benefit Plans)	1988/ 5	1988/1/1	IAS26 (1987)	完全一致
SAS25	投資の会計処理 (Accounting for Investments)	1988/10	1988/1/1	IAS25 (1986)	完全一致
SAS26	連結財務諸表並びに子会社に対する投資の会計 (Consolidated Financial statements and Accounting for Investments in Subsidiaries)	1990/ 4	1990/1/1	IAS25 (1986)	完全一致
SAS27	関連会社に対する投資の会計(Accounting for Investments in Associates)	1991/ 1	1991/1/1	IAS 25 (1986)	完全一致

(資料) ICPAS (1993) Members' Handbook, ICPAS 他により筆者が作成。

シンガポールでは、1964 年にシンガポール会計士協会 (Singapore Society of Accountants) が設立されるまで、会計基準が存在せず、シンガポールの 会計実務はイギリスで採用されている会計実務やオーストラリアやカナダなど 英連邦諸国に会計実務を採用していた。また、企業の財務諸表は英連邦諸国の 会計士によって、それぞれの国の会計基準に従って作成されていた。1970年 に、シンガポール会計士協会は公報 (Bulletins) を公表し、シンガポールに おける会計基準と監査基準の役割を果たした。その内容は、No.1「財務諸表 の開示基準」No.2「監査報告書と限定事項」No.3「目論見書に対する会計十 報告書」No.4「監査人の調査と内部統制の評価」である。これらの公報には 強制力がないが、1967年会社法で規制された内容に準拠しているため、シン ガポールの会計士は公報に従うよう努力した。1972年には、国際会計基準 (IAS1~IAS5, IAS7) の影響を受け、「改正公報 No1」が公表され、公報の中 に、「資金の源泉と使途に関する計算書 (財政状態変動表)」の規定が加えられ た。これらの内容は、その後、シンガポール会計士協会が 1977 年の設立した 会計基準委員会 (Accounting Standard Committee; ASC) が公表した「会 計基準書 (Statement of Accounting Standard: SAS)」の中で、表 4-2 で示 したように、会計基準として規定されている²¹。

表 4-3 シンガポール会計基準 (2019年)

SFRS (I)	Singapore Financial Reporting Standards (International)	公表	施行	IAS/IFRS
Preface	シンガポール財務報告基準に対する序文 (Preface to Singapore Financial Reporting Standards (International))	2017/12/ 1		
Framework	財務報告の概念フレームワーク (The Conceptual Framework for Financial Reporting)			Frame- work
SFRS (I) 1	財務報告基準の初度適用 (First-time Adoption of Singapore Financial Reporting Standards (International))	2017/12/31	2019/1/1	IFRS1
SFRS (I) 2	株式報酬 (Share-based Payment)	2017/12/31	2019/1/1	IFRS2
SFRS (I) 3	企業結合 (Business Combinations)	2017/12/31	2019/1/1	IFRS3
SFRS (I) 4	保険契約 (Insurance Contracts)	2017/12/31	2019/1/1	IFRS4
SFRS (I) 5	売却目的で保有する非流動資産及び非継続事業 (Non-current Assets Held for Sale and Discontinued Operations)	2017/12/31	2019/1/1	IFRS5
SFRS (I) 6	鉱物資源の探査及び評価 (Exploration for and Evaluation of Mineral Resources)	2017/12/31	2019/1/1	IFRS6
SFRS (I) 7	金融商品:開示 (Financial Instruments: Disclosures)	2017/12/31	2019/1/1	IFRS7
SFRS (I) 8	事業セグメント (Operating Segments)	2017/12/31	2019/1/1	IFRS8
SFRS (I) 9	金融商品 (Financial Instruments)	2017/12/31	2019/1/1	IFRS9
SFRS (I) 10	連結財務諸表 (Consolidated Financial Statements)	2017/12/31	2019/1/1	IFRS10
SFRS (I) 11	共同支配の取決め (Joint Arrangements)	2017/12/31	2019/1/1	IFRS11
SFRS (I) 12	他の企業への関与の開示 (Disclosure of Interests in Other Entities)	2017/12/31	2019/1/1	IFRS12
SFRS (I) 13	公正価値測定 (Fair Value Measurement)	2017/12/31	2019/1/1	IFRS13
SFRS (I) 14	規制繰延勘定 (Regulatory Deferral Accounts)	2017/12/31	2019/1/1	IFRS14
SFRS (I) 15	顧客との契約から生じる収益 (Revenue from Contracts with Customers)	2017/12/31	2019/1/1	IFRS15
SFRS (I) 16	リース (Leases)	2017/12/31	2019/1/1	IFRS16
SFRS (I) 1-1	財務諸表の表示 (Presentation of Financial Statements)	2017/12/31	2019/1/1	IAS1
SFRS (I) 1-2	棚卸資産 (Inventories)	2017/12/31	2019/1/1	IAS2
SFRS (I) 1-7	キャッシュフロー計算書 (Statement of Cash Flows)	2017/12/31	2019/1/1	IAS7
SFRS (I) 1-8	会計方針、会計上の見積の変更及び誤謬 (Accounting Policies, Changes in Accounting Estimates and Errors)	2017/12/31	2019/1/1	IAS8

SFRS (I) 1-10	後発事象 (Events after the Reporting Period)	2017/12/31	2019/1/1	IAS10
SFRS (I) 1-12	法人所得税 (Income Taxes)	2017/12/31	2019/1/1	IAS12
SFRS (I) 1-16	有形固定資産 (Property, Plant and Equipment)	2017/12/31	2019/1/1	IAS16
SFRS (I) 1-19	従業員給付 (Employee Benefits)	2017/12/31	2019/1/1	IAS19
SFRS (I) 1-20	政府補助金の会計処理及び政府援助の開示 (Accounting for Government Grants and Disclosure of Government Assistance)	2017/12/31	2019/1/1	IAS20
SFRS (I) 1-21	外国為替レート変動の影響 (The Effects of Changes in Foreign Exchange Rates)	2017/12/31	2019/1/1	IAS21
SFRS (I) 1-23	借入費用 (Borrowing Costs)	2017/12/31	2019/1/1	IAS23
SFRS (I) 1-24	関連当事者についての開示 (Related Party Disclosures)	2017/12/31	2019/1/1	IAS24
SFRS (I) 1-26	退職給付制度の会計及び報告 (Accounting and Reporting by Retirement Benefit Plans)	2017/12/31	2019/1/1	IAS26
SFRS (I) 1-27	個別財務諸表 (Separate Financial Statements)	2017/12/31	2019/1/1	IAS27
SFRS (I) 1-28	関連会社及び共同支配企業に対する投資 (Investments in Associates and Joint Ventures)	2017/12/31	2019/1/1	IAS28
SFRS (I) 1-29	超インフレ経済下における財務報告 (Financial Reporting in Hyperinflationary Economies)	2017/12/31	2019/1/1	IAS29
SFRS (I) 1-32	金融商品:表示 (Financial Instruments: Presentation)	2017/12/31	2019/1/1	IAS32
SFRS (I) 1-33	1 株当たり利益 (Earnings per Share)	2017/12/31	2019/1/1	IAS33
SFRS (I) 1-34	期中財務報告 (Interim Financial Reporting)	2017/12/31	2019/1/1	IAS34
SFRS (I) 1-36	資産の減損 (Impairment of Assets)	2017/12/31	2019/1/1	IAS36
SFRS (I) 1-37	引当金、偶発債務及び偶発資産 (Provisions, Contingent Liabilities and Contingent Assets)	2017/12/31	2019/1/1	IAS37
SFRS (I) 1-38	無形資產 (Intangible Assets)	2017/12/31	2019/1/1	IAS38
SFRS (I) 1-39	金融商品:認識及び測定 (Financial Instruments: Recognition and Measurement)	2017/12/31	2019/1/1	IAS39
SFRS (I) 1-40	投資不動産 (Investment Property)	2017/12/31	2019/1/1	IAS40
SFRS (I) 1-41	農業 (Agriculture)	2017/12/31	2019/1/1	IAS41

(資料) https://www.asc.gov.sg/pronouncements/singapore-financial-reporting-standards-international/2019-volume 他により筆者が作成。

シンガポールでは、1987年「改正会計士法」により、シンガポール会計士協会は、会計基準設定主体として機能する「シンガポール公認会計士協会 (Institute of Certified Public Accountants of Singapore)」と会計士の登録

管理を行う「会計士審議会 (Public Accountants Board)」に区分された。 さらに、シンガポールの会計基準設定主体は、2002 年「企業開示統治審議会 (Council on Corporate Disclosure and Governance)」に変更され、「財務報告基準 (Financial Reporting Standard; FRS)」を公表し、2013 年「シンガポール会計士審議会 (Singapore Accountancy Commission)」に変更され、2017 年「シンガポール財務報告基準 (Singapore Financial Reporting Standards (International))」を公表しており、表 4-3 に示した通り、現在では、国際会計基準 (IFRS/IAS) と完全に一致している。

5 ベトナムの会計制度

ベトナムの国土面積は32万km²であり、東南アジア大陸部のインドシナ半島の東側に位置し、西部ではラオス・カンボジア、東北部では中国と国境を接している。ベトナムの人口は9,467万人であり、東南アジアではインドネシアに次ぐ大国である。ベトナムの民族構成は、キン族が86%、タイー族2%、ターイ族(タイ語族)2%であり、山岳地帯には53の少数民族が存在している。国語はベトナム語であるが、少数民族の間には多数の言語が存在している。ベトナムの宗教は、中国儒教、道教、仏教、カオダイ教のほか、フランス植民地時代に布教されたカトリックなどが存在している。ベトナム北部は中国と隣接しており、ベトナム語の表記がアルファベットになる以前には、漢字が使用されており、儒教など中国文化の影響を強く受けている。また、ベトナムは第2次大戦後、社会主義国として独立し、現在も社会主義の政治・経済体制を維持している関係から、旧ソ連などの影響も受けていると考えられる。しかしながら、1980年代後半に本格化したソ連・東欧諸国の社会主義体制の崩壊により、ベトナム経済は大きく変化しており、ドイモイ政策のもと、様々な分野において、市場経済システムの導入が図られている²。

表 5-1 ベトナム会計制度の歴史

年号	政治・経済・法律・会計	年号	政治・経済・法律・会計
前 4C	ドンソン文化 (北部) (青銅器文化)	1965	ベトナム戦争 (アメリカ)
前207	南越国成立 (南部)	1970	第 2 次インドシナ戦争 (アメリカ)
前111	南越国滅亡 (中国・前漢)	1973	ベトナム撤退 (アメリカ)
938	呉朝成立 (中国から独立)	1975	サイゴン解放 (ベトナム労働党)
966	丁 (テイ) 朝成立	1976	ベトナム社会主義共和国成立 (ベトナム南 北統一)
1009	李朝成立 (北部・ハノイ)	1976	ファム・ヴァン・ドン (Phạm Vǎn Đồng) (初代首相) 就任
1054	李朝大越成立	1982	(仏) プラン・コンタブル・ジェネラル第 版公表 (フランス)
1225	陳朝大越成立	1985	(ソ) ペレストロイカ公表 (市場経済化) (ソビエト)
1400	胡朝大越成立	1987	ドイモイ (Đổi mới) (刷新)
1407	ベトナム直接支配 (中国・明)	1987	ファム・フン (Phạm Hùng) (第2代首相) 就任
1428	黎 (レ) 朝成立 (北部・ハノイ) (中国から独立)	1987	ヴォー・ヴァン・キエット (Võ Vǎn Kiệt) (代理首相)就任
1470	黎朝法典	1988	ドー・ムオイ (Đỗ Mười) (第3代首相) 就任
1471	チャンバー王国 (南部) 征服 (黎朝)	1988	土地法、外国投資法
1532	北部 (鄭氏) と南部 (阮氏) の対立	1988	1988 年会計統計令
1789	西山 (タイソン) 朝成立 (広南王国・鄭氏 政権・黎朝の統一)	1989	統一会計プラン公表 (行政組織・国有経済 部門勘定プラン) (ソビエト連邦)
1802	阮 (グエン) 朝越南国成立 (フエ) (ベトナム全土統一)	1989	国家会計審議会 (CNC) 調査団ハノイ訪問 (フランス)
1815	ジャロン法典 (中国・清)	1991	ヴォー・ヴァン・キエット (Võ Vǎn Kiệt) (第4代首相) 就任
1858	第1次仏越戦争	1991	私営企業法、株式会社法
1859	サイゴン占領 (フランス)	1992	1991 年憲法 (ドイモイ憲法)
1873	第2次仏越戦争	1993	新土地法
1882	ハノイ占領 (フランス)	1994	ベトナム財務省代表団 CNC 訪問 (フランス)
1883	ベトナム保護国 (フランス)	1994	非国有部門勘定プラン (フランス)
1887	仏領インドシナ連邦成立 (フランス)	1995	アセアン加盟
1906	ベトナム国家大学ハノイ (Vietnam National University Hanoi) 設立	1995	ベトナム国家大学ホーチミン Viet Nam National University Ho Chi Minh City 設立
1930s	(ソ) 統一国民経済計算 (ソビエト)	1996	(ロ) 連邦会計法 (規範的会計システム) (ロシア)

1940	ベトナム軍政 (日本)	1997	ファン・ヴァン・カイ (Phan Vǎn Khải) (第5代首相) 就任
1945	ベトナム民主共和国独立宣言 (北ベトナム)	1999	(仏) 1999 年プラン・コンタブル・ジェネ ラル (フランス)
1945	ホー・チ・ミン (Hồ Chí Minh) (ベトナム民主共和国政府主席)就任	1999	会計基準委員会設立
1947	(仏) プラン・コンタブル・ジェネラル第 版公表 (フランス)	2000	(ロ) 勘定計画雛型 (ロシア)
1946	第 1 次インドシナ戦争(フランス)	2001	1991 年憲法修正 (市場経済化・国会重視)
1954	ジュネーブ協定 (北緯 17 度線南北分断)	2003	2003 年会計法 (勘定プランの公表) (フランス)
1954	ベトナム共和国成立 (南ベトナム) (アメリカ)	2003	(ロ) 勘定計画雛型補訂 (ロシア)
1954	ゴ・ディン・ジエム (Ngô Đình Diệm) ベトナム共和国大統領就任	2003	1 ベトナム会計基準
1955	ファム・ヴァン・ドン (Phạm Vǎn Đồng) ベトナム民主共和国首相就任	2006	グエン・タン・ズン (Nguyễn Tấn Dũng) (第6代首相) 就任
1956	国立経済大学 (National Economics University) 設立	2016	グエン・スアン・フック (Nguyễn Xuân Phúc) (第7代首相) 就任
1957	(仏) プラン・コンタブル・ジェネラル第 版 (フランス)		

(資料) 安田信之 (2000) 『東南アジア法』日本評論社、今井昭夫他 (2005) 『現代ベトナムを知るための 60 章』明石書店、古田元夫 (1997) 『ベトナムの世界史中華世界から東南アジア世界へ』東京大学出版会他により筆者が作成。

ベトナムの法律制度は、中国から独立した黎朝 (Lê dynasty) が編纂した 1470年の黎朝法典から始まる。黎朝法典は中国唐の法律を大幅に採用しているが、ベトナム固有の慣習法も組み込まれている。また、阮朝 (Nguyễn dynasty) の越南国は、1815年にジャロン法典を公布した。ジャロン法典のすべては、中国唐の法律をほぼそのまま採用している²³。

その後、フランス植民地化後のベトナムでは、フランス憲法が導入された。 ただし、1854年以降、ベトナムでの立法は、すべてデクレ (décret) によっ て行われている²⁴。また、1987年のドイモイ政策以降、日本や欧米の法整備支 援を通して、市場経済化を推進するために必要な民商事法分野を中心とした法 改革が積極的に行われた²⁵。

ベトナムの会計制度は、植民地支配および社会主義体制により、フランスお

よび旧ソ連における会計の影響を強く受けている。フランスでは、1947年「プラン・コンタブル・ジェネラル第 版」、1957年「プラン・コンタブル・ジェネラル第 版」、1982年「プラン・コンタブル・ジェネラル第 版」、1994年「非国有部門勘定プラン」、1999年「プラン・コンタブル・ジェネラル(1999)」が公表されている²⁶。旧ソ連(1991年以降ロシア)では、1989年「統

表 5-2 ベトナム勘定表及び会計基準 (2003年)

勘定	2表 (2003 年会計法)	勘定コード	1999 年 PCG (フランス)	2000 年勘定計画雛形 (ロシア)	
1	流動資産	111 (現金)~161 (国家資金 事業外支出)	クラス3 (棚卸資産 勘定)、クラス4 (第 三者勘定)、クラス5 (財務勘定)	(01,03,04,07,10,11,21,41,	
2	固定資産	211 (有形固定資産)~244 (証券・預金担保長期貸付金)	クラス 2 (固定資産 勘定)		
3	負債	311 (短期借入金)~344 (不動産・預金担保長期借入金)	クラス 4 (第三者勘 定)	決済勘定 (60,66,67,68,69,70)	
4	所有主資本	411 (資本金)~466 (固定資本投資目的国庫補助金)	クラス 1 (資本勘定)	基金勘定 (80,82,83,84,86)	
5	利益	511 (収益)~532 (売上割戻)	クラス 7 (収益勘定)	財務成果勘定	
6	製造・販売費用	611 (仕入)~642 (一般管理費)	クラス6 (費用勘定)	財務成果勘定	
7	その他収益	711 (その他の収益)	クラス 7 (収益勘定)	財務成果勘定	
8	その他費用	811 (その他の費用)	クラス6 (費用勘定)	財務成果勘定	
9	利益の要約	911 (利益の要約)			
0	オフ・バラン ス勘定	001 (外部オペレーティング・ リース資産) ~ 009 (固定資 産減価償却基金)	クラス 8 (特殊勘定)		
슰	計基準 (2003年)	会計法)			
V	AS1:一般基準		VAS10:外国為替レート変動の影響 (IAS21)		
V	AS2:棚卸資産	(IAS2)	VAS14:売上及びその他の収益 (IAS18)		
VAS3:有形固定資産 (IAS16)			VAS15: 工事契約 (IAS11)		
VAS4:無形固定資産 (IAS38)			VAS16:借入コスト (IAS23)		
VAS6: リース会計 (IAS17)			VAS24:キャッシュフロー計算書 (IAS7)		

(資料)野村健太郎編 (2005) 『プラン・コンタブルの国際比較』中央経済社、pp-8-9 (図表 1-1)、pp188-189 (図表 16-4)。

森章 (2012) 『現代ロシアの企業会計』 東洋書店、p. 74 (図表 10) 他により筆者が作成。

一会計プラン (行政組織・国有経済部門勘定プラン)」、1996 年「連邦会計法公布 (規範的会計システム)」、2000 年「勘定計画雛型 (2000)」、2003 年「勘定計画雛型補訂 (2003)」が公表されている (森、2012 pp. 63-85)。ベトナムでは、フランスおよび旧ソ連の影響を受けて、1988 年に「会計統計令 (Ordinance on Accounting and Statistics; 06-LCT-HDNN)」、2003 年に「会計法 (Law of Accounting; No. 2003-QH11)」が公布された²⁷。

会計統計令は行政組織と国有企業を対象とした会計統計システムであり、 基本的記録システム 勘定と簿記のシステム 様式と報告のシステム 経済 的・財務的目標を計算するシステムと方法 国民経済部門の分類、国家予算 の経済的形態および分類、コード化、内容の一覧表 加重と尺度の単位 会 計・統計年度、で構成されている。会計法は行政組織、国有企業、民間企業な どすべての企業を対象とした会計システムを規定した法律であり、 一般規定 (会計原則・会計基準を含む) 会計処理の内容(勘定表を含む) 会計部門 および会計担当従業員 職業会計活動 会計の国家管理 褒賞・報償・違反 行為 施行規定、で構成されている²⁸。

会計法で規定された勘定表および会計基準は表 5-2 で示した通りである。ベトナム勘定表では、フランスの「プラン・コンタブル・ジェネラル (1999)」およびロシアの「勘定計画雛型 (2000)」と類似する点が多く見られる。また、2003 年の会計基準 (VAS1-VAS24) は国際会計基準に準拠した 10 のベトナム会計基準が公表されている。

表 5-3 ベトナム会計基準 (2	2019年)
-------------------	--------

基準番号	- 基準内容	IAS/IFRS	Circular/Decision
VAS1	一般基準 (Framework)	NA	NA
VAS2	棚卸資産 (Inventories)	IAS2 (1993)	Circular200
VAS3	有形固定資産 (Tangible Assets)	IAS16 (2005)	Circular,45,200
VAS4	無形固定資産 (Intangible Assets)	IAS38 (1998)	Circular200
VAS5	不動産投資 (Investment Property)	IAS40 (2000)	Circular200

VAS6	リース (Leases)	IAS17 (2004)	Circular45, land
VADO	5 × (Leases)	(IFRS16)	law 2003
VAS7	関連会社投資 (Investments in Associates)	IAS28 (2003)	Circular200
VAS8	合弁会社の資本拠出に関する財務情報 (Financial Reporting of Interests in Joint Ventures)	IAS31 (2004)	Circular200
VAS10	外国為替レート変動の影響 (The Effects of Changes in Foreign Exchange Rates)	IAS21 (1993)	Circular53,200
VAS11	企業結合 (Business combinations)	IFRS3 (2001)	Circular202
VAS14	売上及びその他の収益 (Revenue and Other Income)	IAS18 (2004)	Circular200
VAS15	工事契約 (Construction Contracts)	IAS11 (1995) (IFRS3)	NA
VAS16	借入費用 (Borrowing Costs)	IAS23 (1993)	Circular200
VAS17	法人所得税 (Income Taxes)	IAS12 (1979)	Circular202
VAS18	引当金、偶発債務及び偶発資産 (Provisions, Contingent Liabilities and Contingent Assets)	IAS37 (2004)	Circular200
VAS19	保険契約 (Insurance contracts)	IFRS4 (2004) (IFRS17)	Circular199,232
VAS21	財務諸表の表示 (Presentation of Financial Statements)	IAS1 (2003)	NA
VAS22	銀行および金融機関の財務諸表における開示 (Disclosures in the Financial Statements of Banks and Similar Financial Institutions)	IAS30 (2004)	NA
VAS23	後発事象 (Events after the Reporting Period)	IAS10 (1999)	NA
VAS24	キャッシュ・フロー計算書 (Cash Flow Statements)	IAS7 (2001)	Circular200,202, Decision16
VAS25	連結財務諸表及び子会社投資 (Consolidated Financial Statements and Accounting for Investments in Subsidiary)		Circular202
VAS26	関連当事者に関する情報 (Related-Party Disclosures)	IAS24 (1994)	NA
VAS27	中間財務報告 (Interim Financial Reporting)	IAS 34 (2001)	Circular200
VAS28	セグメント情報 (Segment Reporting)	IAS14 (2004) (IFRS8)	NA
VAS29	会計方針、会計上の見積の変更と誤謬 (Changes in Accounting Policies, Accounting Estimates and Er- rors)	IAS8 (2001)	MA
VAS30	一株当たり利益 (Earning per Share)	IAS33 (2001)	Circular200
NA	財務報告基準の初度適用 (First Time Adoption of International Financial Reporting Standards)	IFRS1	Circular200
NA	株式に基づく報酬 (Share-based Payment)	IFRS2	specific guidance from the account- ing supervisory body.

NA	売買目的で保有する非流動資産及び非継続事業 (Non-current Assets Held for Sale and Discontin- ued Operations)	IFRS5	NA
NA	鉱物資源の探査及び評価 (Exploration for and Evaluation of Mineral Resources)	IFRS6	NA
NA	金融商品:開示 (Financial Instruments: Disclosures)	IFRS7	Circular200,210
NA	金融商品 (Financial Instrument)	IFRS9	Circular200,228
NA	他企業への関与の開示 (Disclosure of Interests in Other Entities)	IFRS12	Circular202
NA	公正価値測定 (Fair value)	IFRS13	Accounting Law 2015, Circular 200
NA	顧客との契約から生じる収益 (Revenue from Contracts with Customers)	IFRS15	Circular200
NA	リース (Leases)	IFRS16	Circular45
NA	従業員給付 (Employee Benefits)	IAS19	Circular200
NA	政府補助金の会計処理及び政府援助の開示(Accounting for Government Grants and Disclosure of Government Assistance)	IAS20	NA
NA	退職給付制度の会計及び報告 (Accounting and Reporting for Retirement Benefit Plans)	IAS26	NA
NA	個別財務諸表 (Separate Financial Sstatements)	IAS27	Circular200
NA	超インフレ経済下における財務報告 (Financial Reporting in Hyperinflationary Economies)	IAS29	NA
NA	金融商品:表示 (Financial Instruments: Presentation)	IAS32	Circular200,202
NA	農業 (Agriculture)	IAS41	Circular200

(資料) EY 新日本有限責任監査法人 (2018) ²2018 年ベトナムの会計、監査、税務ガイド。EY。

KPMG (2018) 『2018 年度版ベトナム投資ガイド』KPMG。

PWC (2018) Similarities and Differences, A comparison of International Financial Reporting Standards (IFRS) and Vietnamese GAAP, PWC.

2019 年現在、ベトナム会計基準は VAS1 から VAS30 まで公表されている。ベトナム会計基準は国際会計基準 (IFRS/IAS) と完全に一致しているのではなく、表 5-3 に示した通り、かなり以前に公表された国際会計基準に準拠して作成されている。また、ベトナム会計基準と国際会計基準で相違がある点は、サーキュラー (Circular45-Circular232) の中で述べてられている。ベトナム会計基準に含められていない国際会計基準は、財務報告基準の初度適用

(IFRS1) 株式に基づく報酬 (IFRS2) 売買目的で保有する非流動資産及び非継続事業 (IFRS5) 鉱物資源の探査及び評価 (IFRS6) 金融商品:開示 (IFRS7) 金融商品 (IFRS9) 他企業への関与の開示 (IFRS12) 公正価値測定 (IFRS13) 顧客との契約から生じる収益 (IFRS15) リース (IFRS16) 従業員給付 (IAS19) 政府補助金の会計処理及び政府援助の開示 (IAS20) 退職給付制度の会計及び報告 (IAS26) 個別財務諸表 (IAS27) 超インフレ経済下における財務報告 (IAS29) 金融商品:表示 (IAS32) 農業 (IAS41) などである²⁸。

6 おわりに

これまでインドネシア・マレーシア・シンガポール・ベトナムにおける会計制度について、コロニアルパワーおよびカルチャーファクターの視点から分析を行ってきた。コロニアルパワーの視点からみた場合、インドネシアはオランダ、マレーシアおよびシンガポールはイギリス、ベトナムはフランスの植民地支配を受けており、法律制度および会計制度の分野において、これらの国の影響を強く受けている。法律制度の分野では、この傾向が特に顕著であり、インドネシアでは、オランダ商法典、マレーシアとシンガポールでは、イギリス会社法およびオーストラリア会社法の影響を受けている。ベトナムでは、19世紀初頭まで、漢・明・清の法律、その後は、フランス商法典の影響も受けている。

会計制度においても、法律制度と同様に、これら植民地支配の国による影響を受けている。インドネシアでは、当初、オランダ東インド会社の会計制度を導入し、その後、アメリカの会計教育を受けたインドネシア人の影響もあり、現在では、アメリカ会計制度および国際会計基準の影響を受けた会計基準になっている。マレーシアおよびシンガポールでは、イギリスなど英連邦諸国の影響を受けた会計基準が導入された。しかしながら、現在では、会計制度のグローバル化により、国際会計基準と完全に一致した会計基準を導入している。ベト

表 6-1 アセアン 4 か国における政治・経済・法律・会計の特徴

	インドネシア	マレーシア	シンガポール	ベトナム
植民地支配国	オランダ	イギリス	イギリス	フランス、中国
民族構成比率 (%)	ジャワ (42)、スン ダ (15)、マドゥー ラ (3)、 その他 (300 超民族)	ブミプトラ (マレー・ 先住民) (62)、中 華系 (23)、インド 系 (7)	中華系 (74)、マレー 系 (13)、インド系 (9)	キン族 (86)、タイー 族 (2)、ターイ族 (タイ語族) (2)、 その他 (50 超民族)
宗教構成比率(%)	イスラム (87)、 キリスト (10)、 ヒンドゥ (2)、 仏教・儒教 (1)	イスラム (60)、仏 教 (19)、儒教・道 教 (1)、キリスト (9)、ヒンドゥ (6)	仏教 (33)、キリス ト (18)、イスラム (15)、道教 (11)	仏教 (8)、カトリック (7)、ホアハオ (2)、カオダイ (1)
政治制度の影 響国	オランダ	イギリス	イギリス	旧ソ連
政治体制	軍政 民主化 (1998)	一党支配(非共産党) 政権交代 (2018)	一党支配(非共産党)	一党支配 (共産党)
経済 (1 人当た リ国民所得、US ドル、2016 年)	中所得国 (3,400)	中所得国 (9,860)	高所得国 (51,880)	低所得国 (2,100)
法律制度の影 響国	オランダ	イギリス、オース トラリア	イギリス、オース トラリア	フランス、 中国 (明・漢・清)
会計制度の影 響国	オランダ東インド 会社、アメリカ	イギリス、オース トラリア	イギリス、オース トラリア	旧ソ連、フランス
会計教育の影 響国	アメリカ	イギリス、オース トラリア	イギリス、オース トラリア、香港、 アメリカ	旧ソ連、アメリカ
国内会計基準 の種類	PSAK、シャリア 会計基準	MFRS、イスラム 会計基準 (テクニ カル・リリース)	SFRS、チャリティ 会計基準	VAS
国際会計基準 との差異	PSAK = 同等 (一部差異)	MFRS = 完全一致	SFRS = 完全一致	VAS = 一部同等

(資料) 大越俊也編 (2019) 『地理統計要覧 2019 年版』二宮書店、岩崎育夫 (2009) 『アジア政治とは何か - 開発・民主化・民主主義再考』中央公論新社等により筆者が作成。

ナムでは、当初、フランスのプランコンタブルや旧ソ連の勘定表の影響を受けた会計制度であった。しかしながら、その後、多くの差異は存在しているが、 国際会計基準を導入した会計基準となっている。さらに、インドネシアおよび マレーシアでは、ムスリムの人口が多いため、多くのイスラム会計基準が公表 されている。これらのイスラム会計基準の一部は、バーレーンのイスラム会計基準設定主体である AAOIFI (Accounting and Auditing Organization for Islamic Financial Institutions) が公表しているイスラム金融機関の会計監査ガバナンス基準 (Accounting, Auditing and Governance Standards for Islamic Financial Institutions) に準拠して作成されている。イスラム会計基準では、国際会計基準では対応できないシャリア法に準拠したイスラム金融取引の会計処理およびイスラム金融機関の財務諸表に関する様々な規定を公表している。

これまでの考察から、インドネシア・マレーシア・シンガポール・ベトナム のアセアン 4 か国は、オランダ・イギリス・フランスなど西洋諸国の植民地支配を受け、それらの国における会計制度の影響を強く受けていることがわかった。しかしながら、植民地支配の国における法律制度および会計制度をそのまま受け入れているわけではなく、アセアン 4 か国における独特かつ多様な政治・経済・法律・文化を考慮し、グローバルな会計基準である国際会計基準を導入しながら、アセアン各国独自の会計制度を構築しているといえる。

注

- 1 (鮎京、2009, pp. 130-132) (加納、2017, p. 6) (大越、2019, p. 34)。
- 2 オランダ東インド会社は経営悪化により 1799 年に解散し、その領土はオランダ政府が引き継ぎ、インドネシアをオランダ領東インドとして植民地支配した。同時期に、オランダ本国はナポレオン指揮下のフランスに占領されたため、イギリスがオランダの海外植民地を占領した。ナポレオン戦争終了後、ジャワはオランダに返還されたが、1824 年イギリス・オランダ協定により、イギリスはベンクーレン (スマトラ)を放棄し、オランダはマラッカ (マレー半島)を放棄し、マラッカ海峡を両国植民地の境界 (イギリスはマレーシアを植民地支配、オランダはインドネシアを植民地支配)とすることが定められた (加納、2017, pp. 48-50)。
- 3 その中の「イタリア式方法による商人簿記」(全10章)では、 仕訳帳記入法 仕訳帳から元帳への転記法 仕訳帳・元帳の記入例 日記帳・現金出納帳・経費帳 簿記の問題点 支店・事業所の簿記(複式簿記法) 会社簿記 会社解散 財務表作成と決算(貸借対照表) 帳簿締切りと新帳の展開、が記載されている(黒澤、1979, pp. 94-97)。

- 4 「パタヴィア貸借対照表」は「状態表」「状況表」とも訳されており、「借方」には、建物、売残商品、備品、現金預金、売上債権、その他の債権、「貸方」には、本社に対する負債、各カメール (Kamer) に対する負債、前受金、借入金、未払配当金、支払手形、差引残高が記載されている (斎藤、2012, pp. 119) (黒澤、1979, pp. 104-109)。
- 5 (安田、2000, pp. 144-145)。
- 6 インドネシアでは、民族的・宗教的多様性を反映して、アダット法 (hokum adat) と呼ばれる多くの慣習法と、イスラム法などの宗教法 (hokum agama) が存在しており、現在の法制度の枠内においても、アダット法・宗教法は国家法と併存し、多元的法体系を形成している (鮎京、2009, p. 132)。
- 7 (鮎京、2009, p. 133-134)。
- 8 会計研究叢書第7号 (Accounting Research Study No. 7, "Inventory of GAAP for business Enterprises") は、アメリカ公認会計士協会が1965年に公表した研究資料であるが、当時のインドネシアの経済発展には適合せず、この資料を基に作成された会計原則は普及しなかった (Ma, 1997, p. 353)。
- 9 (松田、2013, pp. 24-25)。
- 10 (トーマツ、2015, p. 31) (PWCd, 2018, pp. 1-11)。
- 11 マレーシア憲法は以下の通り規定している。"Malay" means a person who professes the religion of Islam, Habitually speaks the Malay language, conforms to Malay custom. (Federal Constitution, 160 Interpretation) (安田、2000, p. 169) (鮎京、2009, pp. 241-242)。
- 12 (鮎京、2009, p. 244-245)。
- 13 英領マラヤは、マレー連合州 (ペラ・セランゴール・ネグリセンビラン・パハン) と非マレー連合州 (ケダー・ケランタン・トレンガヌー・ジョホール) に区分することができ、その支配は、1874年のパンゴール条約からである。この条約は、主権はスルタンに残し、マレー人の宗教 (イスラム) と慣習 (アグット) を除く一切の行政。租税についてはイギリスが送り込んだ駐在官に委ねる間接統治を行った。また、マレーシアには、海峡植民地、英領マラヤの他に、英領北ボルネオが含まれるが、英領北ボルネオ (サバ・サラワク) は、さらに辺境の地にあり、イギリス法の導入がさらに遅れた (安田、2000, pp. 174-176)。
- 14 (安田、2000, pp. 172-175)。
- 15 マレーシアでは、マレーシア会計基準審議会 (MASB) が設立されるまで、マレーシア公認会計士協会 (MICPA) およびマレーシア会計士協会 (MIA) の2つの会計士協会が会計基準設定主体としての役割を担っており、企業ニーズの変化に対応し、国際会計基準を国内基準化した会計基準を公表していた。
- 16 (松田、1998, pp. 136-143)。
- 17 (松田、1997, pp. 68-71)。
- 18 (安田、2000, p. 195)。
- 19 (安田、2000, pp. 196-197)。
- 20 (松田、2003, p. 39)。
- 21 (松田、1996, pp. 349-351)。
- 22 (安田、2000, p. 253)。

- 23 (安田、2000, pp. 256-257)。
- 24 ベトナムでは、国会が制定する「法律」が中心で、政府が制定する「Decree」、各省庁が制定する「Circular」が詳細を定めるという構図になっている(三木、2017.p.65)。
- 25 (鮎京、2009, pp. 159-163)。
- 26 (野村、2005, pp. 3-14)。
- 27 (野村、2005, p. 178)。
- 28 (野村、2005, pp. 179-187)。
- 29 (PWCe, 2018, pp.5-81).

参考文献

鮎京正訓編(2009)『アジア法ガイドブック』名古屋大学出版会。

今井昭夫他 (2005) 『現代ベトナムを知るための 60 章』明石書店。

岩崎育夫 (2009) 『アジア政治とは何か-開発・民主化・民主主義再考』中央公論新社。

大越俊也編 (2019) 『地理統計要覧 2019 年版』二宮書店。

加納啓良(2017)『インドネシアの基礎知識』めこん。

企業会計基準委員会他監訳 (2018) 「IFRS 基準 2018」中央経済社

黒澤清編 (1979) 『会計史および会計学史』中央経済社。

KPMG (2018) 『2018 年度ベトナム投資ガイド』 KPMG。

斎藤静樹他編 (2012)『会計と会計学の歴史』中央経済社。

斎藤雅子他 (2015)『インドネシアの会計教育』中央経済社。

新日本有限責任監査法人 (2018) 『2018 年ベトナムの会計、監査、税務ガイド』EY.

武田安弘編(2001)『財務報告制度の国際比較と分析』中央経済社。

トーマツ (2009) 『マレーシアの税制と投資』トーマツ。

トーマツ (2014) 『ベトナムの税制と投資』トーマツ。

トーマツ (2014) 『シンガポールの税制と投資』トーマツ。

トーマツ (2015) 『シンガポールの税制と投資』トーマツ。

内藤高雄 (2010) 『フランスにおける会計標準化の研究』東京経済情報出版。

野村健太郎編(2005)『プラン・コンタブルの国際比較』中央経済社。

PWCa: プライスウォーターハウスクーパース (2018) 「PSAK ポケットガイド 2018」 PWC。

PWCb: プライスウォーターハウスクーパース (2018) [†]2018/2019 マレーシアにおいて事業を営むためのハンドブック, PWC。

古田元夫 (1997) 『ベトナムの世界史 中華世界から東南アジア世界へ』東京大学出版会。

松田修(1996)「シンガポールにおける会計基準設定主体」『南山経営研究』第 11 巻第 2 号。

松田修 (1998)「マレーシアにおける財務報告制度」 ¹名古屋女子商科短期大学紀要』第 39 号。

松田修 (2003)「会計基準の国際的統一に向けたシンガポールの対応と諸問題」 (愛知学院大学) 経営学研究』第 13 巻第 1 号。

松田修 (2013)「アセアンにおける会計制度 インドネシア・マレーシア・シンガポールを中心として 」 『名古屋産業大学論集』第 22 号。

三木康史 (2017)「ベトナムにおける日本の法整備支援について ビジネスロイヤーとして 期待する点 」『ICD NEWS』第70号。

森章 (2012) 『現代ロシアの企業会計』東洋書店。

安田信之 (2000)『東南アジア法』日本評論社。

Baydoun, N. et al. (1997), Accounting in the Asia-Pacific Region, John Wiley & Sons.

Cooke, T. E. and R. H. Parker (1994), Financial Reporting in the West Pacific Rim, Routledge.

IAI (2004) Standar Akuntansi Keuangan Per 1 Oktober 2004, IAI.

IAI (2007) Standar Akuntansi Keuangan Per 1 September 2007, IAI.

IAI (2012) Standar Akuntansi Keuangan Per 1 Jun 2012, IAI.

ICPAS (1993) Members' Handbook, ICPAS.

ICPAS (1996) Members' Handbook, ICPAS.

ICPAS (1996) 32nd Annual Report and Accounts 1995/96, ICPAS.

ICPAS (1997) Members' Handbook, ICPAS.

ICPAS (1996) 32nd Annual Report and Accounts 1995/96, ICPAS

ICPAS (2000) Annual Report and Accounts 1999/2000, ICPAS.

Ma, Ronald ed. (1997) Financial Reporting in the Pacific Asia Region, World Scientific.

MACPA (1993) Members' Handbook, MACPA.

MACPA (1997) 39th Annual Report 1996, MACPA.

MIA (1995) Members' Handbook, MIA.

PWCd (2018) IFRS and Indonesian GAAP (IFRS) Similarities and Differences, PWC.

PWCe (2018) Similarities and Differences, A comparison of International Financial Reporting Standards (IFRS) and Vietnamese GAAP, PWC

Saudagaran ed. (2005) Asian Accounting Handbook: A User's Guide to the Accounting Environment in 16 Countries, Thomson.

本研究は 2019 年度 JSPS 科研費 JP17K04079 の助成を受けたものです。